

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 7 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について
- 8 議案第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第3号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第4号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第5号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第6号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 14 議案第7号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
（山田地内下水道管布設工事（その1））
- 16 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（山田地内下水道管布設工事（その2））
- 17 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 18 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 19 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 24 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 28 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について
- 29 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 30 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 31 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
- 32 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 33 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 34 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県

市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 35 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 36 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について
- 37 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算
- 38 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 39 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 40 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 41 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 42 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 43 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 44 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 7 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について
- 8 議案第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)
- 9 議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 10 議案第3号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 11 議案第4号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 12 議案第5号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第6号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 14 議案第7号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)
- 15 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
(山田地内下水道管布設工事(その1))
- 16 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
(山田地内下水道管布設工事(その2))
- 17 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 18 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 19 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 24 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 28 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について

- 29 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
 30 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
 31 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
 32 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
 33 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 34 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
 35 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
 36 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について
 37 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算
 38 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 39 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 40 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
 41 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 42 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
 43 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
 44 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

会議に出席した議員

1番	上山隆弘	2番	服部千秋
3番	長谷川原司	4番	井村淳子
5番	中井政喜	7番	橋本恭子
8番	寺本明男	9番	横田六郎
10番	井川弘美	11番	花畑奈知子
12番	北川嘉明	13番	熊谷直行
14番	村田興亞	15番	橘幸孝
16番	桜井公晴	17番	首藤亨
18番	佐野芳彦		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	嶋津一弥
書記	蛭井のり子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	助役	八幡儀則
収入役	山本国男	教育長	圓尾哲一
総務部長	佐々木正人	生活福祉部長	寺田和雄
経済建設部長	山口静哉	教育次長	山本庄一郎
財政課長	香田大然	水道事業所長	西村隆志
監査委員	改發一郎		

議長あいさつ

議長（佐野芳彦） 皆さんおはようござい

ます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成18年第1回太子町議会定例会（第401回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会では、平成18年度本町行政の根幹となす当初予算を始め人事案件、補正予算、条例の制定及び改正、組合規約の変更など、多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。

さて、本町においては第3次行財政改革大綱を策定し、住民福祉の向上に向け新たな対策を講じられているところでありますが、議会としましても、住民が希望を持って安全、安心に暮らせる社会の実現に向け、これまで以上に住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組みむなど、3万3,000町民の負託にこたえてまいる所存であります。平成18年度の町政運営の方針につきましては、後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算特別委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、慌ただし年度末を控え、殊のほかご多用のことと存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） どうもおはようございます。

平成18年第1回太子町議会定例会（第401回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位

におかれましては、公私ともご多忙のところご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件として平成17年度補正予算案7件、平成18年度当初予算案8件、そのほか人事案件2件、決算案件1件、契約案件2件、条例案件12件、その他の議案8件の計40件の議案を提出させていただいております。ご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回太子町議会定例会（第401回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番横田六郎議員、13番熊谷直行議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定

の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案40件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成17年11月分及び12月分の例月出納検査報告書が、また地方自治法施行令第5条の規定に準じ、平成17年9月分の揖南消防事務組合例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち改發一郎監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長(佐野芳彦) 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が2月9日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が1月11日、17日及び2月8日の委員会開催分、経済建設常任委員会が2月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、

既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

議長(佐野芳彦) 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております熊谷恵也氏が、平成18年9月30日付をもって任期満了となります。熊谷氏は、平成9年10月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意をもって活動していただいておりますので、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。熊谷氏の経歴は、参考資料のとおりであります。

よろしく審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

議長(佐野芳彦) 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております赤松愛子氏が平成18年9月30日付をもって任期満了となります。その後任として、太子町佐用岡562番地に在住の山本明乗氏を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

なお、山本氏の経歴は参考資料のとおりであります。豊かなご経験で高い人格と識見を備え、広く社会の実情に通じておられ、本町の人権擁護並びに相談業務に熱意をもって活動していただけるものと確信しております。

よろしく審議を賜り、原案に異議なしのご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第7 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について

議長(佐野芳彦) 日程第7、認定第1号揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 認定第1号揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

昨年9月30日をもって解散いたしました揖南消防事務組合の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるとあります。

まず、平成17年度揖南消防事務組合会計については、通年予算の考え方で予算編成を行っておりますが、今決算は揖南消防事務組合を解散した平成17年9月末までの打ち切り決算となっております。したがって、予算額と決算額を比較しますと大きな差が生じております。歳入歳出決算額は、歳入総額4億2,405万5,513円に対し、歳出総額3億9,492万2,662円で、歳入歳出差引額は2,913万2,851円となっております。

歳入については予算額7億6,032万9,000円、調定額4億2,405万5,513円に対し、収入済額4億2,405万5,513円でございます。

また、歳出につきましては、予算額7億6,032万9,000円に対し、歳出額3億9,492万2,662円、不用額3億6,540万6,338円となっております。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました認定第1号揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、5ページの歳出をお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬31万6,500円につきましては、9月までの議員報酬であります。節10交際費3万円につきましては議長交際費でありまして、慶弔関係支出であります。節13委託料21万4,974円につきましては、平成17年7月25日、26日両日にわたり、彦根市消防本部へ議員研修として先進地視察を行いました。節14使用料及び賃借料20万8,100円につきましては、議員研修に伴うバスの借料でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬24万9,500円につきましては、管理者、副管理者、収入役等の報酬であります。節2給料1億4,339万400円、節3職員手当等1億183万9,668円、節4共済費4,396万6,752円につきましては、職員の人件費であります。節7賃金28万8,520円につきましては、庁舎内清掃をお願いしております用務員の賃金であります。

6ページをお願いいたします。

節9旅費35万700円につきましては、職員の研修及び会議出張旅費であります。節10交際費9万7,000円につきましては、管理者及

び消防長交際費でありまして、主に慶弔関係支出であります。節12役務費172万8,603円につきましては、主に通信運搬費であります。節13委託料196万8,981円につきましては、職員成人病健診委託料87万1,850円、庁内LAN保守委託料36万7,500円、消防大学校入校委託料29万7,000円等であります。

7ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金2,198万4,599円につきましては、職員退職手当組合負担金2,007万4,656円、職員互助会補助金71万6,943円等であります。節23償還金利子及び割引料4,302万7,902円につきましては、揖南消防事務組合解散に伴う構成町への返還金であります。

項2監査委員費、目1監査委員費、節1報酬8万4,000円につきましては、監査委員報酬であります。

8ページをお願いいたします。

款3消防費、項1消防費、目1予防費、節13委託料20万円につきましては、婦人防火クラブ活動委託料であります。節14使用料及び賃借料37万円につきましては、幼・少年、婦人防火委員会、婦人防火クラブ及び少年消防クラブの研修に伴うバスの借料であります。節18備品購入費67万3,475円につきましては、煙体験テント購入費30万8,175円等であります。

9ページをお願いいたします。

目2警防費、節13委託料245万8,525円につきましては、通信指令台保守委託料149万1,000円、少年消防クラブ育成委託料50万円、幼年消防クラブ育成委託料30万円等であります。節18備品購入費546万3,222円につきましては、有事の対応に支障を来さないよう資機材の購入更新及び救急講習用資機材等購入費であります。

10ページをお願いいたします。

目3水防費、節14使用料及び賃借料15万7,500円につきましては、河川情報システムレンタル料であります。

款4公債費、項1公債費、目1元金、節

23償還金利子及び割引料998万3,000円につきましては、長期債償還元金であります。

目2利子、節23償還金利子及び割引料56万1,981円につきましては、長期債償還利子であります。

以上で歳出の詳細説明を終わらせていただきます。

歳入に入ります。

決算書3ページにお戻りいただきまして、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1消防費負担金、節1消防費負担金2億4,888万1,375円につきましては、構成町からの負担金2億4,867万3,000円及び兵庫県から市町に事務移譲された消防に関する負担金20万8,375円であります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料、節1消防手数料45万4,200円につきましては、危険物許認可手数料及び罹災証明等の手数料であります。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金7万5,625円につきましては、財政調整基金預金利子であります。

4ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金1億6,357万2,902円につきましては、揖南消防事務組合解散に伴う財政調整基金を精算した繰入金であります。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金794万8,501円につきましては、前年度からの繰越金であります。

款7諸収入、項1預金利子、目1預金利子、節1預金利子8万8,883円につきましては、揖南消防事務組合会計預金利子であります。

項2雑入、目1雑入、節1雑入につきましては、兵庫県町村職員互助会精算金233万6,184円、成人病健診助成金55万3,218円等あります。

以上で揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の歳入歳出決算の詳細説明を終わらせ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第1号から日程第44、議案第37号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）

議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経

費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,183万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億8,366万7,000円とするものであります。

歳入予算については、分担金及び負担金、県支出金、繰入金の減額と利子割交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、民生費、公債費の追加と議会費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を2事業1,169万5,000円と設定しております。

また、地方債の補正については、歳入予算の補正に合わせて3事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算について、詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金2,680万4,000円の追加につきましては、4名の勸奨退職職員に係る市町村職員退職手当組合特別負担金でございます。

目4会計管理費37万6,000円につきましては、郵政公社口座振替取扱手数料及び指定金融機関取扱手数料であります。公金の取扱件数がそれぞれの当初の見込みを上回ったことにより、追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

項4選挙費、目4農業委員会選挙費246万7,000円につきましては、無投票により諸経費を減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金990万円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金であります。その他一般会計繰出金を追加するものでございます。

目2老人福祉費、節28繰出金769万円の追加につきましては、介護保険特別会計繰出金であります。内訳としましては、給付費繰り出し934万1,000円の追加と事務費繰り出し165万1,000円の減額でございます。

目4老人医療費、節20扶助費145万円の追加につきましては、老人医療費扶助費であります。インフルエンザの罹患者の増加などに伴いまして医療費が増加傾向となり、不足が見込まれることによるものでございます。また、節28繰出金7,228万7,000円の追加につきましては、老人保健特別会計繰出金であります。これは、本年度の社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金見込額が大幅に抑制され、所要見込額を下回ることが主な原因でありまして、翌年度精算にて措置される予定でございます。

目6障害者福祉費、節20扶助費のうち知的障害者地域生活援助事業費195万8,000円の補正につきましては、通勤、寮利用者のうち2名の方がグループホームへ入所されたことにより必要となったものでございます。

14ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節賃金381万9,000円の減額につきましては、パート職員等の賃金であります。パート職員の勤務時間の実績が当初見込みを下回ったことなどによりまして、その補充に要する賃金を減額するものでございます。

目3保育所運営費、節19負担金補助及び交付金674万7,000円の減額につきましては、障害児保育事業補助金であります。当初8名の

対象児童を見込んでおりましたが、1名にとどまったことによるものでございます。また、節20扶助費2,615万3,000円の減額につきましては、私立保育所及び町外へ入所を委託している児童に係る保育所運営費であります。年度途中からの入所や保育単価が高額なゼロ歳児の入所者数が、当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金175万4,000円の減額は、揖籠休日夜間救急センター運営費分担金であります。当初分担金の基礎額632万円を構成団体の人口割で負担する予定をしておりましたが、インフルエンザ罹患患者など受診者の増に伴い、救急センターの診療収入が分担金の基礎額を上回ることであり、事務局から本年度の分担金が不要である旨通知があったため、これを減額するものでございます。

目2予防費、節13委託料205万1,000円の減額につきましては、各種検診及び予防接種の委託料であります。年度内の検診等が終了し、事業費を精査したものでございまして、主なものを申し上げますと、乳がん検診委託料118万6,000円の減額は、がん検診実施のための指針に基づき隔年受診を勧奨したことなどによりまして新たな受診者が減少し、見込みを213人下回りました。また、日本脳炎接種委託料117万5,000円の減額は、ワクチンに副作用のおそれが生じたので、国の通知により積極的な接種を推奨しなかった結果、当初延べ3,300人の見込みに対し224人の接種にとどまったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費1,117万7,000円は、県営福井大池公園整備事業負担金と団体営岩浦地区水路改修事業費負担金の減額であります。県営福井大池公園整備事業につきましては、事業内容に係る地元との調整が難航し、一部の工事が翌年度実施されたことによるものでございます。また、団体営岩浦地区水路改修事業につきまし

ては、工事内容の一部変更により経費の一部が減額されたことに伴うものであります。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費2,700万円の減額は、町道維持補修工事費であります。当初予定しておりました沖代線舗装補修工事につきまして、株式会社東芝の次世代テレビ製造による上下水道管新設工事の実施に伴い、自然点圧による圧密沈下を必要とすることから、関連する舗装復旧工事として翌年度以降へ実施時期を変更するものでございます。

目3生活道路整備事業費948万円の減額につきましては、老原村前線歩道整備事業費であります。昨年度に生じた事業費超過相当額を、兵庫県の指導により工事費として本年度に繰り越しいたしましたので、このたび総事業費の精査のもとに現年分の工事費及び事務費を減額するものでございます。

16ページをお願いします。

項4都市計画費、目街路事業費270万円の追加は、街路龍野線事業負担金であります。土質調査を実施した結果、良質土を用いる工法への変更が必要となったことによるものでございます。

目3下水道事業費1,688万円の減額につきましては、下水道事業特別会計及び前処理場事業特別会計の補正に伴い、下水道事業特別会計繰出金を1,762万9,000円減額し、前処理場事業特別会計繰出金を74万9,000円追加するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費121万3,000円の減額につきましては、防災計画改定に係る印刷製本費であります。本年度予定いたしておりましたが、平成18年度における兵庫県の地域防災計画及び気象庁の防災計画の見直しとの整合性、また洪水ハザードマップの作成による避難場所の見直し等の必要性から、実施時期を翌年度以降へと変更するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費の補正につきましては、入札差金による斑

鳩小学校北館改築工事費294万円と太田小学校屋外便所改築工事費140万円の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金2,880万1,000円の補正につきましては、情報通信格差是正事業資金貸付金の償還金の追加であります。平成14年度に無利子貸付金として地方債措置されました地域インターネット整備事業に係る国庫補助金相当額は、本年度から3カ年の分割で国庫補助金を財源に償還する計画でしたが、国の補正予算により一括して補助金が交付されることになりましたので、繰り上げて償還するものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款3利子割交付金、項1利子割交付金、目1利子割交付金767万円の追加につきましては、県の決算見込額に基づく補正でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税797万円につきましては、普通交付税の追加であります。国の予算額の都合で全国的に調整率を用いて減額されておりましたが、このたびの国の補正予算によりまして交付税総額が増加しましたので、調整率による減額がなくなったものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金1,065万3,000円の減額は、主に保育所保育料の減額1,195万4,000円と町外から入所を受託した児童に係る運営費130万5,000円の補正であります。保育料につきましては、町外保育所への入所希望者や年度途中からの入所者が当初の見込みを下回ったことにより減額させていただいております。また、受託児童につきましては、姫路市より2名、たつの市より2名を斑鳩保育所に受け入れたものでございます。

5ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営負担金の補

正のうち795万1,000円の減額につきましては、歳出の14ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費でご説明申し上げた私立保育所及び町外への入所委託児童数の減によるものでございます。

目4被用者児童手当負担金から目8非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金の補正につきましては、本年度の国庫負担金交付見込額により、支給区分ごとにそれぞれ減額するものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の補正のうち2,880万1,000円の追加は、歳出の19ページ、款11公債費、項1公債費でご説明申し上げました情報通信格差是正事業資金貸付金の償還補助金であります。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金350万円の補正は、次世代育成支援対策交付金であります。昨年度に策定いたしました次世代育成支援行動計画に、次世代育成支援事業として位置づけられた各種単独事業に対しまして、ポイント化された事業評価の結果に応じて配分される新たな交付金でございます。本年度の交付金対象事業は、町内の各保育所で実施しております異年齢の児童や地域の高齢者との交流事業である保育所地域活動事業のほか、子育て学習センターと保健福祉会館でのなかよし教室の開催費、そして小学校のスクールカウンセラー設置事業でございます。

なお、これらの歳出予算に対しましては、財源組み替えをさせていただいておりますが、従来県補助金で措置されておりました保育所地域活動事業補助金及び育児等健康支援事業補助金は、この交付金の創設とともに廃止されましたので、それぞれの予算を県補助金の項目で減額させていただいております。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金550万円の減額は、歳出の15ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3生活道路整備事業費でご説明申し上げました老原村前線歩道整備事業費の減額に伴うもの

でございます。

6ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節1社会福祉費補助金と次の7ページの節2児童福祉費補助金のうち、各種福祉医療費助成事業に係る補助金の補正につきましては、すべて交付額の決定による補正でございます。また、児童福祉費補助金の補正のうち、一時的保育事業補助金301万円の減額は、補助基準額が引き下げられたことによるものでございます。

目5教育費県補助金、節3保健体育費補助金668万4,000円の補正のうち498万4,000円につきましては、国体競技別リハーサル大会開催費補助金の追加であります。当初対象外とされておりました天然芝の管理経費が、補助対象として追加承認されたことなどに伴うものでございます。また、自治振興事業補助金として、人工芝運搬用台車の購入費と国旗掲揚ポール的基础工事費に90万円、国体啓発事業として国体ポスターのコンクールやカウントダウン行事などを対象に、80万円の交付が予定されましたので補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金271万3,000円につきましては、墓園事業特別会計の補正に伴い繰入金を追加するものでございます。

款19諸収入、項4雑入、目1雑入、節1総務費雑入の補正のうち200万6,000円は、職員厚生会清算還付金であります。平成17年8月10日をもって解散いたしましたので、その清算により生じた剰余金を受け入れるものでございます。また、揖龍広域センター事業精算還付金34万8,000円につきましては、市町合併に伴いまして委託事務費の一部を精算した結果、生じた剰余金でございます。節2民生費雑入の補正のうち343万8,000円は、保育所一時的保育事業保育料の追加であります。利用児童数及び平均保育料がともに当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

節6消防費雑入のうち1,509万円の補正につきましては、平成17年9月30日をもって解散いたしました揖南消防事務組合の決算に伴い生じた剰余金2,913万2,851円を本年度の事務組合負担金の割合で案分し、たつの市と太子町でそれぞれ受け入れるものでございます。節7教育費雑入443万1,000円の補正は、兵庫県市町村振興協会市町交付金であります。兵庫県から市町村振興協会に交付される市町村振興宝くじの収益配分金のうち、3割が県下市町で均等配分され、7割が平成17年10月1日現在の市町の人口割で配分されております。この交付金は歳出の18ページ、款10教育費、項5社会教育費、目6図書館費で財源組み替えをさせていただいております。

款20町債、項1町債、目3土木債の補正のうち1,520万円は、臨時地方道整備事業債であります。地方単独の道路整備事業に係る一般財源負担につきまして、過去3カ年平均を上回る部分の範囲内で、対象事業費に対して95%の充当率で地方債措置を受けるものでございます。具体的には、東本町東南線及び新町聖徳台線の整備事業への充当を予定しております。また、老原村前線歩道整備事業180万円の減額につきましては、歳出の15ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3生活道路整備事業費でご説明申し上げました事業費の減額に伴うものでございます。

目4消防費2,370万円の補正のうち、50万円の減額は消防車両整備事業の完了に伴うものであります。また、消防通信指令設備整備事業債2,420万円の補正につきましては、第1号補正予算にて歳出計上いたしましたたつの市への消防事務委託準備経費負担金のうち、適才性のある通信指令装置の整備経費等一部について、兵庫県の自治振興事業貸付金を充当するものでございます。

目7臨時財政対策債750万円の減額につきましては、普通交付税の算定結果に基づき許可予定額が決定されたことに伴うものでござ

います。

続きまして3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、自治会公会堂新築補助事業とJR網干駅前土地区画整理事業の2事業であります。

自治会公会堂新築事業につきましては、矢田部自治会の公民館整備に500万円の補助を予定しておりますが、自治会内での調整や工事施工業者の選定等に時間を要したことで、施設の完成が18年度となる見通しである旨自治会より申し出がございましたので、全額繰り越すものでございます。

また、JR網干駅前土地区画整理事業につきましては、事業区域内の都市計画道路の施工方法などに関しまして、地元ほか関係機関との調整が難航し、年度内での事業完了が困難な状況となっておりますので、669万5,000円の繰り越しを設定させていただいております。

次に、第3表の地方債補正でございますが、歳入の項目でご説明申し上げましたとおり、道路橋りょう事業及び消防施設整備事業を追加、臨時財政対策債を減額するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第2号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第2号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算

（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,478万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、繰入金の追加と国庫支出金、県支出金、共同事業交付金の減額であります。

歳出予算としましては、保険給付費の追加と共同事業拠出金及び保健事業費の減額であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第2号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、目2 退職被保険者等療養給付費は、平成17年12月診療分で大幅な増加がありました。今後その傾向が続くことが予想されますので、3,150万4,000円を追加いたしております。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、平成17年4月決定分から平成18年1月決定分までの実績に基づき決算見込みをしまして、1,532万5,000円を減額いたしております。

款5 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金は、拠出金額の確定によりまして560万3,000円を減額いたしております。

款6 保健事業費は、国民総合健康づくり支援事業で事業費の印刷製本費及び委託料等79万3,000円を減額しております。

歳入を説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、目1 療養給付費負担金は、一般被保険者高額療養費の決算見込みによる減額で、529万8,000円を減額いたしております。

目2 高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の額の確定により、118万円を減額いたしております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、普通調整交付金は、一般被保険者高額医療費の決算見込みの減額により、128万2,000円を減額しております。また、特別調整交付金は、保健事業で国保総合健康づくり支援事業費の減額により、60万円を減額いたしております。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等療養給付費の決算見込みにより、3,150万4,000円を追加しております。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金は標準高額医療費拠出金の額の確定により、118万円を減額いたしております。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金は、一般被保険者高額療養費の決算見込みの減額により、71万2,000円を減額いたしております。

款6 共同事業交付金、平成17年1月から12月まで70万円以上の高額医療費を交付対象としており、本年度については70万円を超える対象者が減少したことにより、2,136万9,000円を減額いたしております。

款8 繰入金、その他一般会計繰入金は、歳入歳出補正の財源調整のため、990万円を追加いたしております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,478万4,000円とするものであります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第3号 平成17年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第4号）

議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第3号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第3号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,719万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億6,608万5,000円とするものであります。

歳入予算については、財産収入、繰入金の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、基金積立金の追加と総務費、保険給付費の減額であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第3号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算について詳細説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、法改正による介護保険システム改修費用に変更が生じたため64万6,000円を減額いたしております。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費については、審査会の開催回数減により、委員報酬を62万5,000円減額いたしてお

ります。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、居宅介護サービス給付費のうち訪問介護、通所リハビリ、短期入所生活介護のほか、要介護認定者のサービス利用が見込みを下回り、3,111万9,000円減額しております。

目支援サービス費については、居宅支援サービス給付費のうち通所リハビリ、福祉用具貸与のほか、要支援認定者のサービス利用が伸び、380万円追加いたしております。

目3審査支払手数料については、国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担分を財源組み替えいたしております。

目4高額介護サービス費については、申請者数の増加により、高額介護サービス給付費を86万5,000円追加いたしております。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、介護給付費準備基金を52万6,000円追加いたしております。

次に歳入について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

項3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、交付申請に合わせて負担分を937万5,000円減額いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に586万2,000円減額いたしております。

目2事務費交付金については、認定支援システム改修補助金及び介護保険システム改修補助金が増額になったことに伴い、37万8,000円追加いたしております。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、交付申請額に合わせ負担部分を1,447万6,000円減額いたしております。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金についても同様に585万9,000円を減額いたしております。

4ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般

会計繰入金については、国庫、県費支払基金が減額になったことなどにより、769万円追加いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第4号 平成17年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計補正予算（第2号）

議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第4号  
平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補  
正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第4号平成17年度  
兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第  
2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経  
費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額から歳入歳出それぞれ5,340万円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を18億6,881万  
9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、諸収入  
の追加と支払基金交付金、国庫支出金、県支  
出金の減額であります。

歳出予算としましては、医療諸費の減額で  
あります。

詳細につきましては、助役より説明申し上げ  
ますので、よろしくご審議を賜り、原案の  
とおり議決いただきますようお願い申し上げ  
まして、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました  
議案第4号平成17年度兵庫県太子町老人保健  
特別会計補正予算について詳細説明をさせて  
いただきます。

今回の補正につきましては、歳入は老人保健の受給者数が減少しているために、平成17年度老人医療給付費等交付金、国庫負担金、県負担金の交付予定額は、今年度の医療費見込み額に相応する交付率を下回る額で算定されているため減額となっております。

一方、歳出につきましても受給者数は減少しているため、医療費を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、老人医療費適正化推進事業補助金の増額による財源組み替えでございます。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費、節19負担金補助及び交付金を5,000万円減額させていただいております。老人保健の受給者数が減少し、また医療費が当初の見込みより減ったため減額するものでございます。

目2医療費支給費、節19負担金補助及び交付金を220万円減額させていただいております。これにつきましても、老人保健の受給者数が減少し、また医療費が当初の見込みより減少したため減額するものでございます。

目3審査支払手数料、節12役務費を120万円減額させていただいております。これにつきましても、老人保健の受給者数が減少し、当初の見込みより減ったため減額するものでございます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金、節1医療費交付金、これにつきましても3,805万5,000円の減額でございます。老人保健の受給者数が減少し、本年度の医療費の見込みより下回る額で算定されているため減額するものでございます。

目2審査支払手数料交付金、節1審査支払手数料交付金は163万7,000円の減額でございます。これにつきましても、老人保健の受給

者数が減少し、当初の見込みより下回るため減額でございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金は6,898万2,000円減額でございます。これにつきましては、老人保健の受給者数が減少し、本年度医療費の見込みより下回る額で算定されているため減額するものでございます。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金は1,706万9,000円の減額でございます。これにつきましても、老人保健の受給者数が減少し、本年度医療費の見込みより下回る額で算定されているため減額するものでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は7,228万7,000円の増額でございます。これは、老人医療給付費等交付金、国庫負担金、県負担金の交付予定額が本来の交付率を下回って交付を予定されているために繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第5号 平成17年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第5号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第5号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,303万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、款繰越金、前年度繰越金271万3,000円を追加し、歳出予算としましては款墓園事業費、一般会計繰出金271万3,000円を追加するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第6号 平成17年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第6号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第6号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億8,958万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入の追加と繰入金、町債の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の減額であります。

また、地方債の補正については2事業の限度額を歳入予算の補正に合わせて変更しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第6号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、6ページの歳出からお願いをしたいと思います。

目1一般管理費の節11需用費の光熱水費でございますが、マンホールポンプの電気料が予測より多くなりましたので、13万円の追加といたしております。

目2公共下水道事業費、節8の報償費を実績によりまして125万円の減額といたしております。

目3流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金46万6,000円の減額、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金14万2,000円の追加でございます。

続きまして、4ページの歳入をお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道事業負担金の受益者負担金を440万円、姫路市から糸井地区での工事負担金を64万3,000円それぞれ追加し、合計504万3,000円となっております。

次の過年度負担金につきましては、実績を検討いたしまして110万円の追加といたしております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料、節2下水道過年度使用料は12月までの実績を検討いたしまして、200万円追加いたしております。

同じく目1下水道手数料は、公認業者登録手数料、責任技術者登録手数料、責任従事者更新手数料など登録者が多くありましたので86万1,000円の追加でございます。

款4の繰入金は1,762万9,000円の減額とな

っております。

次に5ページをお願いします。

款6諸収入、項2雑入につきましては、消費税還付金を894万2,000円、その還付金ほか加算金を45万3,000円追加いたしております。その他設計図書売払収入、自動車損害保険金等追加で974万円の追加となっております。

款7町債につきましては、公共下水道事業債を330万円の減額、流域下水道事業債を70万円追加、合計をいたしまして260万円の減額でございます。

次に、3ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは、兵庫西流域下水道汚泥処理委託事業費の建設負担金で、平成17年度の事業を441万円の限度額とする補正でございます。

続きまして、下段の第3表地方債の補正でございますが、町債の補正に合わせまして、公共下水道事業債の減額と流域下水道事業債の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第7号 平成17年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計補正予算（第3号）

議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第7号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第7号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経

費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,932万円とするものであります。

歳入予算については、繰入金、町債の追加と使用料及び手数料の減額であります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第7号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

4ページの歳入をお願いします。

款1使用料及び手数料につきましては、12月までの水量を検討いたしまして、6,500立方メートルの減少を見込んでおります。130万円の減額といたしております。

款2繰入金につきましては、74万9,000円の追加となっております。

款5町債につきましては、流域下水道事業債を10万円追加といたしております。

続きまして、5ページの歳出をお願いします。

目1前処理場管理費、節11需用費の光熱水費を有収水量、処理水量の減によりまして46万円の減額といたしております。節13委託料につきましては、水質分析委託料等差金が出ておりますので、27万8,000円の減額となっております。節19負担金補助及び交付金では、揖保川流域下水道維持管理負担金を46万2,000円減額いたしております。

目2流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金が4万7,000円の減額、兵庫西流域下水汚泥処理事業の建設負担金1万1,000円の追加、汚泥焼却負担金を79万4,000円の追加でございます。

続きまして3ページでは、下水道特別会計

と同様に債務負担行為、地方債の補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その1））

議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第8号工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その1））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第8号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、山田地内下水道管布設工事（その1）の変更契約であります。

変更内容につきましては、受益者との協議において、管路計画の見直しが必要となり、管路延長、人孔及び公共柵等の諸数量に変更が生じたものでございます。

この結果、本工事においては契約金額を410万1,300円減額し、7,359万8,700円とする変更契約を締結するものであります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第8号山田地内下水道管布設工事（その1）の変更契約につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手許に参考資料といたしましてA4の図

面2枚が届いております。これらの図面の表示は共通いたしておりますのでご説明申し上げます。

当初設計どおり施工した部分につきましては赤色、追加施工しました箇所は水色、施工を取りやめた箇所は黄色となっております。

1枚目をごらんいただきたいと思っております。変更内容につきましては、公共柵の設置場所の変更によりまして、図面の上の部分にあります水色のところが追加となっております。また、図面中央の黄色のところが営業車の出入りが多く取りやめとなり、水色の人孔から西へ接続いたしております。差し引き管布設延長は116.45メートルの減となっております。それに伴いまして、人孔設置工が6カ所減となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その2））

議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第9号工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その2））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第9号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、山田地内下水道管布設工事（その2）の変更契約であります。

変更内容につきましては、受益者との協議において管路計画の見直しが必要となり、管路延長、人孔及び公共柵等の諸数量に変更が生じたものでございます。

この結果、本工事においては契約金額を751万1,700円減額し、8,803万8,300円とする変更契約を締結するものであります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第9号山田地内下水道管布設工事（その2）の変更契約につきまして、詳細説明を申し上げます。

参考資料の図面2枚目をごらんいただきたいと思っております。変更内容につきましては、公共桝の設置場所の変更によりまして、管布設が図面左上とバイパス沿いの箇所が2カ所追加となっております。また、黄色の取りやめ箇所が3カ所となります。差し引き管布設延長は50.15メートルの追加となっております。人孔設置工はN T Tの管路の影響を受けまして4カ所追加となっております。圧送管につきましてはマンホールポンプの工事との調整により、5メートル減となっております。このように、延長等は増えておりますが、減額の要因は管理設を浅くできたところが5路線で約380メートルありまして減額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

町長施政方針

議長（佐野芳彦） 次、日程第17、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてであります、お諮りします。

ここで町長より平成18年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いいたします。

町長。

町長（首藤正弘） それでは、施政方針の朗読をさせていただきます。

議員各位には、地方自治を取り巻く環境が激しく変化する中、太子町の存立を継続するという新たな目標のもとに、住民福祉の向上、地域社会づくりの推進等町政伸展に向け、日ごろご精励を賜っておりますことに衷心より感謝を申し上げます。

平成18年度太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を提案するに当たり、町行政に取り組む私の所信を申し述べ、施策の推進に当たりまして、町民並び議員各位のご理解、またご支援を賜りたく存じます。

最初に、昨年7月に日本国民に大きな感動を与えられました野口聡一宇宙飛行士が、国際宇宙ステーションからふるさと太子町への思いを馳せ、私たちにお送りいただきましたメールにつきましては、機会あるごとに町民の皆様にご紹介しているところでありますが、「この地球に私たち一人一人がいて、一つ一つの町があると思うと、小学生のときに過ごした歴史ある太子町の豊かで美しい風景を思い出しました」とお書きいただきました言葉に、私は太子町というかけがえのないふるさとを強く意識し、改めて郷土愛が喚起された次第であります。

幼き日々の思い出は、記憶をたどればその時々的情景が懐かしくよみがえってくるものであります。このふるさとを離れて生活される太子町出身の皆様におかれましては、それらの思い出は郷愁と感ぜられるものであるのかもしれませんが、太子町というふるさとを心に大切にとどめられる、太子町という町の成り行きを温かく見守っていただく、そのようなゆかり深い方々が全国に多く居られることも、今住む私たち太子町民が誇りある自立したよいまちづくりを進めていく上においては、いつも意識しておかなければならないこ

とと考えるところであります。

野口聡一さんへの太子町名誉町民称号の贈呈式並びに記念講演の開催は、現在5月ごろを予定し、その日程を調整しておりますが、太子町の子供たちと楽しく夢と希望と、そして宇宙について語り、触れ合っていたくことをお願い申し上げたい考えております。

さて、我が国の経済情勢は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要の緩やかな回復が続くと見込まれ、物価につきましても、実体経済の回復の中で、緩やかなデフレから脱却に向けた着実な進展が見込まれております。しかしながら、原油価格の動向など不透明な原因も多く、今なお本格的な景気回復とは言いがたい状況が続いております。一方、社会情勢におきましても、少子・高齢化の進行や国際化、情報化の進展、さらには産業構造の変化に加え、地球規模の環境問題など、過去にない大きな課題に直面しております。

このような難しい時代に生きる私たちに求められていますことは、我が国がこれまで築き上げてきた平和と繁栄を礎に、21世紀の主人公である次世代に、夢と希望が持て、安心して豊かに暮らせる郷土を継承することと考えますが、現下地方自治を取り巻く行政環境は、閉塞感と沈滞感が増幅しております。さらには、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革とも位置づけられる地方分権が一層進展するとともに、その理念に即し、国と地方の税財政を見直す三位一体の改革も、いよいよ本格的に推進されようとしております。

国は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、平成18年度予算を構造改革加速予算と位置づけ、小さくて効率的な政府の実現を掲げて、従来の歳出改革路線を堅持、強化する基本方針のもとに、三位一体改革の推進を始め郵政民営化の着実な実施、政策金融改革等種々構造改革を不断なく進めることとし、政策経費である一般会計歳出についても厳しく抑制を図られたところであります。

地方財政に係る三位一体の改革の主旨は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入、歳出両面での地方の自由度を高めることで、住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を広げ、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとあります。

国庫補助負担金につきましては、税源移譲に結びつく改革、スリム化及び交付金化の改革を進め、平成18年度までに4兆円を上回る廃止、縮減等を行い、これに伴う税源移譲は3兆円規模とし、その財源は18年度税制改革において、所得税から個人住民税への恒久措置として行い、18年度予算においては税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置するとされております。

また、地方交付税につきましては、地方歳出を見直し、抑制等の改革を行うこととし、大幅な縮小が見込まれているところですが、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされています。町の財政は地方交付税に大きく依存しておりますが、地方交付税改革による影響額を把握することは困難な状況にあります。引き続き、国と地方六団体などの協議内容を注視していきたいと考えております。

このような行財政環境の中、平成18年度太子町予算の編成に当たりましては、将来の財政負担、投資的効果等を十分見極め、持続可能な健全財政の構築に向け、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、歳入の的確な財源確保に努めるとともに、従来にも増して効果性、緊急性、優先度等の観点から、厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めた次第であります。

一方、地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が進められている今日、我々地方自治体には人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化、多様化など社会経済情勢の変化

に一層適切に対応することが求められているとともに、地方自治体の自己決定、自己責任において、地方自治を推進する自治能力の向上、見直しが緊急の課題として提起されているところでもあります。

折しも、太子町におきましては私たちのかけがえのないふるさと太子町という行政体の存立を継続、維持し、自立を目指していくという新たなまちづくりへの一步を踏み出したところでもあります。この節目に、新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していくことこそ必要であるとの判断におきまして、一昨年9月に行政改革推進室を設置し、今各般の行政需要に最大限の展開を図るため、第三次太子町行政改革大綱実施計画に基づき、種々課題に真摯に取り組み、順次行財政改革を遂行し、鋭意行政組織基盤の強化を図りつつ、財政の健全化に努めているところでもあります。

このような中、昨年町内企業地における大型新工場の整備決定が公表され、町内外に大きな反響がございました。その整備につきましては、太子町とその周辺地域の将来におきまして、さらなる地域社会活性の夢を託するものとして、また、雇用拡大等地域経済対策におきましても、大いなる期待を寄せるものでありまして、地元自治体としまして、心より歓迎の意を表明いたしました。今後町行政におきましても、その種々対応に万全を期して、適切な調整に努めていく所存ではありますが、私は改めて太子町の自立を進める、その意を強くした次第であります。

近年太子町域におきましては、商業施設等の立地周辺などに多少とも活況が見え、人口も増加しながら、町の様子も絶えず都市的に変化しております。このような社会情勢において、私は改めてこの町にずっと住み続けたいというような実態を、町民の皆様が持たれるようなまちづくりを進めていくことが大切であろうと考えております。住みよさの要件は多岐にわたりますが、まちづくりの生き生きとした活動は、町民の皆様の役割と行政の

役割がうまく連動して、成し得られるものと思えます。

そのためには、さらなる行政改革を推進するに当たって、行政情報の公開がまず住民参画の基本的なことと考え、開かれた行政運営を一層進めて、町民の皆様と協働しながら、かつ私自身と町職員が危機意識と改革意欲を共有して、取り組みを進めていかなければならないと考えております。

成長社会から成熟社会へ移り、社会の価値観が画一から多様、量から質へと大きく変化中、個性を大切にされた地域づくりを目指し、町民の皆様が必要とされる多様な行政サービスを、議員各位ともども、その投資効果を十分に見極めた上で提供していくことが私に課せられ責務であると考えます。

町行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、国の地方財政計画並びに社会経済情勢の動向に注意を払いながら、地方分権の理念に沿った町行政を推進していくため、行財政基盤の強化に努め、限られた財源の中で、町民の皆様の期待にこたえられる、将来に輝く太子町行政を進めてまいり所存であります。

総合計画の基本目標「和のまち太子」の実現に向けた新たなまちづくりに、町民の皆様には積極的にご参加いただき、真の豊かさに満ちた生活創造への確かな一步をとともに踏み出していきたいと、切にお願い申し上げます。

平成18年度の予算編成に当たり、町行政が取り組む施策の大要につきまして、「太子町総合計画」に掲げております町の将来像6項目の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

第1項目は、健康でいきいきと暮らせるまちづくりであります。

住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくためには、普段からの健康づくりを心がけることが大切であります。すべての住民が住み慣れた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう

保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めてまいります。

まず第1に、一人ひとりの健康づくりについて申し上げます。

私たちは、心身ともに健康で暮らせることをいつも願っております。生活習慣病予防事業として、疾病の早期発見に各種の健診を実施しておりますが、近年乳がんによる死亡率、罹患率が増加しているため、17年度はマンモグラフィー検査と視触診併用検査でがん発見率の精度を高めてきました。さらに、18年度から女性の受診者により関心を持っていただくとともに、必要な検診が一括して受診できるよう子宮がん検診や骨粗しょう症検診とセットにしたレディース検診として実施いたします。なお、さわやか検診で実施しておりました住民全体が対象の胃がん検診と大腸がん検診は、町ぐるみ健診に統合いたします。

次に、A E D 自動体外式除細動器の主要施設への設置につきまして申し上げます。心臓の停止による突然死が発生しておりますが、心停止が起こった場合、正常な状態に戻すためには、心臓にA E Dを用いた除細動を早く行うことが救命への最も有効な方法とされております。公共施設における素早い除細動の必要性を考慮して、保健福祉会館始め小・中学校、役場、文化会館、陸上競技場に設置いたします。

第2点、みんなで育む福祉サービスの充実について申し上げます。

高齢者・障害者福祉の充実でございますが、従来の実業のほかに新たに3件の事業を開始いたします。

まず、障害者自立支援事業ですが、障害の種別にかかわらず、必要とする福祉サービスを利用できるよう仕組みを一元化し、必要なサービスを計画的に充実させて福祉の向上及び増進を図るものであります。

次に、介護保険法の改正により、地域包括支援センターを保健福祉会館に開設し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配

置して、虚弱高齢者が要介護状態にならないよう介護予防プランを作成したり、高齢者への虐待等の対応や権利擁護業務の支援を含む総合相談支援を実施いたします。

また、地域支援事業として、特定高齢者介護予防事業を実施いたします。老化または疾病により心身機能が低下している高齢者を対象に、老人福祉センターにおいて運動機能向上を図る訓練を社会福祉協議会に委託し、実施するものであります。

そのほか、人工肛門や人工膀胱を保有される方々におかれましては、通常のトイレでは排便、排尿処理が大変でありますので、オストメイト対応トイレを保健福祉会館に設置いたします。

児童福祉の充実でございますが、待機児童の解消に努め、保育サービスの充実を一層図るため、幼稚園の統合により空き施設となる石海南幼稚園舎を保育所として利用し整備いたします。石海保育所は当面の定員を60名とし、9月から開所する予定であります。

また、児童館を快適にご利用いただくため、防水・外装改修工事を行います。

児童手当支給事業であります。次世代育成支援対策を推進していくため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引き上げを行うとともに、できるだけ多くの皆さんを対象とするため、支給率がおおむね90%となるような所得制限の引き上げを行います。

また、共働き家庭の増加や少子化の進行、育児不安などによる地域ニーズを背景に、保護者の子育て支援策として実施しております幼稚園預かり保育並びに学童保育事業は継続いたします。

少子・高齢化社会におきましては、地域の人々のつながりがますます重要となります。互いに支え合い協力し合うことが大切です。住民と行政が一体となり、福祉が抱える課題に真摯に取り組み、福祉行政の一層の充実に努めてまいります。

第2項目は、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりであります。

将来を担う子供たちが社会の変化に柔軟に対応できるよう、子供の主体性や創造性の育成に努め、自律心と思考力と判断力を身につける教育が大切であります。

私たちは時代の変化とともに心の豊かさを求めるようになり、さまざまな学習に参加したり、スポーツに親しむなど余暇を有効に過ごし、人生を楽しみたいという意識が高まっております。今豊かな心を持つ人づくりを推進していくことが重要であり、学習の機会の提供や歴史や伝統を大切にした地域文化の創造並びにスポーツの普及に努めてまいります。

まず、たくましい「たいしっ子」の育成について申し上げます。

学校教育の充実でございますが、今日の子供たちの心の問題の多様化、複雑化という状況から、学校におけるカウンセリング機能の強化が求められております。スクールカウンセラー活用事業においては、問題を抱える子供たちや保護者、教員に適切な助言が行えるなど、学校における相談体制の強化、確立に貢献しておりますので継続配置いたします。

また、子供たちが自然や地球の中で人々と触れ合い、さまざまな活動や体験を通して豊かな感性を培い、思いやりの心を育てることを目的とした自然学校推進事業や、思春期にある中学生が生きる心や感謝の心をはぐくみ、創造性、自立性を高めることが期待できるトライやる・ウィーク推進事業も引き続き実施いたします。

さらに、時代の変化に対応できる教育を進めていくため、生徒のコミュニケーション能力の育成に大きな成果を見る外国青年招致事業や民間人の知識、技能を生かした幅のある教育を目指す社会人活用事業、また外国人子女日本語指導事業、いきいき学校応援団事業を継続実施し、その充実を図ってまいります。

今日の高度情報通信社会を生きていく児

童・生徒は、あふれる情報の中で情報を主体的に選択、活用できるようになることが大切であります。このため、情報教育を一層推進してまいります。

次に、教育施設等の整備でございますが、16年度より3カ年で進めております斑鳩小学校北館改築事業につきましては、順次北館解体後改築を実施いたします。竣工は19年3月の予定であります。

学校給食事業の運営につきましては、行政改革の取り組みの一つである民間委託の推進を図るため、配送業務の外部委託を実施いたします。

第2点目には、豊かな心を育む生涯学習の推進について申し上げます。

近年、町民の皆様の文化活動やスポーツ活動に大きな高まりを感じております。いろいろな活動を通じ、触れ合いの機会を多く持たれることは非常に喜ばしいことであります。

公民館は地域住民の最も身近な学習拠点であります。教養の向上、生活文化の振興、趣味の拡大深化など、多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の発信基地となるよう一層の活動支援に努めてまいります。

図書館におきましては、年々増加する中高年の皆様の利用に対して、大活字本の充実と健康問題など高齢者に関心の高い分野の充実、また子育て中の若い家族を支援するため、出産、育児関連の充実を図ってまいります。

人権学習の推進につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されるなど、人権に関する国民の意識が高まる中、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを目指し、身近な生活の中から行動できる実践力を養うために、リーダーの養成や集落学習会の充実を図ってまいります。

生涯スポーツ活動の推進でございますが、いよいよ本年10月5日から9日までの5日間において「のじぎく兵庫国体」ラグビーフットボール競技が、総合公園陸上競技場で開催

されます。全国から選手、役員を始めご家族、一般観覧者の方々など多くの皆様をお迎えすることになります。「たいし国体サポーター」の皆様を始め、町民の皆様には大会各分野に参画・協働いただきまして、選手たち来場者に大きな夢と感動をお持ち帰りいただける心のこもった国体の開催を目指す所存であります。

また、スポーツを通して人との触れ合い、仲間づくりが図られ、スポーツで体を動かすことにより、ストレス解消にもつながり、明るく生き生きとした生活も期待できます。スポーツ教室を開催するとともに、スポーツ少年団など活動団体の育成にも努めてまいります。

第3点に、歴史を大切にされた地域文化の創造について申し上げます。

歴史的文化の保護でございますが、地域の歴史や文化への関心を高め、文化財の保護意識を育てていくため、企画展示や歴史講座を積極的に開催いたします。町指定文化財修復完了記念として、18年度修復が完了する「太子絵伝」「十二天画像」を中心に、斑鳩寺の文化財を展示する企画展の開催を予定しております。

文化活動の推進でございますが、感動を与える公募美術展、だれもが気軽に参加できる町民芸術祭として継続開催し、町民文化芸術への意識の高揚を図ります。また、文化会館の自主事業として、地元アーティストに活動の場を提供するとともに、町民みずからが企画した創造型事業を支援し、地域文化の高揚に努めてまいります。

議長（佐野芳彦） 町長、ちょっと待ってください。

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時58分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、お願いします。

町長（首藤正弘） 次に、安全で快適に暮

らせるまちづくりであります。

阪神・淡路大震災の発生から11年が過ぎましたが、私たちはこの大災害を経験し、今後取り組むべき防災課題など多くの教訓を学んでおります。また、近年各地域で自然災害が幾度と発生し、地域防災対策や危機管理体制の重要性を改めて認識したところであります。今後とも、災害から住民の生命や暮らし、財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

第1点、安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

防災対策の推進でございますが、災害に強いまちづくりには自主防災組織と消防力の充実が大切であります。住民の自主防災への意識の高揚を図るため、住民参加による防災訓練を開催し、実践的訓練を実施いたします。また、防災備蓄品等の確保、防災講演会の開催、さらに消防施設整備事業等を継続して実施し、地域の防災・消防力の充実を図ってまいります。

防犯対策の推進並びに交通安全対策の充実でございますが、龍野警察署を始め各関係機関との連携を図り、町民の防犯意識の高揚を図りながら、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。また、交通安全啓発キャンペーン、交通安全教室などを通して、交通安全意識の高揚にも努めてまいります。

近年、学校の内外におきましては、児童・生徒の安全を脅かす痛ましい事象が全国で発生しております。憂慮すべき事態と認識し、町内におきましても各地域でボランティアによる見回り等の活動をお願いしております。さらに、子供たちの安全を確保する方策を講じていかなければなりません。18年度より小学校入学時に防犯ブザーを配布したいと考えております。

第2点目に、快適に暮らせる生活環境づくりについて申し上げます。

安定した生活水の提供でございますが、厚生労働省の水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針に基づく予防対策として、老

原浄水場を高度浄水処理施設に改善しましたので、安全な飲料水の供給が図れるものと考えております。さらに、道路の新設改良等にあわせ、老朽管の更新や配水管の整備を行い、安定した給水に努めてまいります。

きれいな水を守る生活排水施設の整備として、また、私たちが快適な生活を営む上で必要不可欠な都市基盤施設として、鋭意下水道事業を進めてまいりましたが、17年度末ではほぼ町内全域の整備を終了し、その普及率は99.7%となる見込みであります。18年度以降におきましては、地形等の関係で公共下水道が整備できなかった家屋に合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。

環境にやさしいまちづくりでございますが、ごみの減量化は処理コストの削減だけでなく、地球環境を守るという大局的観点からも重要であります。町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、ごみの分別搬出を進めるとともに、さらに資源ごみの集団回収運動に奨励金を出すことにより、その減量化と資源の有効利用を推進いたします。全町クリーン作戦の実施を含め、生活環境への美化意識の高揚に努めてまいります。

第4項目めは、豊かな緑にいだかれた活気あふれるまちづくりであります。

田園都市の基盤となる農業を推進していくためには、生産性の向上と地域の特色を活かした経営への転換が必要であります。農業従事者の高齢化が進み、遊休農地は増加して、後継者の確保と育成が求められている今日、農地の保全や休耕田の有効利用など、田園風景の保全を図りながら、農業環境の改善に努めていかなければなりません。

第1点目に、みどり豊かな田園都市を培う農業の推進について申し上げます。

農業経営基盤の整備でございますが、個人完結型の農業経営は生産コストが高く、経営そのものが成り立ちません。低コスト農業を推奨していくため、農地、機械、施設などの共同利用化を有効的に活用し、そのための集落営農組織の育成を強化して、経営の安定化

を支援してまいります。農地の有効利用を図るため、都市住民にレクリエーションの場を提供し、農業政策の一環として、引き続きサツマイモ畑3地区とジャガイモ畑2地区を観光オーナー事業として実施いたします。

また、特産品加工グループによる太子味噌やいちじくジャムの製造、販売の拡大並びに新商品の開発に一層取り組みを進めます。

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める地産地消の取り組みとしての土曜夕市を一層推進いたします。

次に、活力のある商工業の振興について申し上げます。

躍動する町は、地域内商工業と人々に活力が満ちることあります。その意味でも、前段で申し上げましたように、町内企業地に建設が進められております大型新工場の早期の操業を待ち望むものであり、改めての地域活性化に大きな期待を託すものであります。太子町商工会とも連携しながら、総合的な地域商工業への充実に行政の役割を果たしていきたいと考えております。商工業の活性化に、経営改善普及事業及び地域活性化事業を継続的に実施いたします。

第5点目は、美しい景観に機能性を備えたまちづくりであります。

都市化の進展の中で、私たちは生活の中に自然という潤いを求めております。そのような自然志向を考慮し、できる限り公園の整備や緑地環境を保全していくことが大切であります。豊かな緑や澄んだ水に満たされ、自然と共生していることが実感できるまちづくり、また都市機能を備えた利便性の高い交通網の整備により、機能的で住みやすいまちづくりを計画的に進めてまいります。

第1点目に、まちとみちのネットワークについて申し上げます。

合理的な土地利用の推進でございますが、休耕田の有効利用と地域住民の連帯意識の高揚、また自然との触れ合いを目的に開催される地域主体イベントに支援してまいります。

また、田園景観作物であるコスモスをのじぎく兵庫国体の開催に合わせ、総合運動公園周辺に栽培し、遊休農地の有効利用を図りながら、彩り豊かな花々で来場の皆様をお迎えいたします。

市街地整備事業の推進でございますが、JR網干駅前地区に隣接する糸井南地区は、都市核の副核として位置づけされており、土地区画整理事業によって都市計画道路などの都市施設とともに、良好な生活拠点として整備いたします。19年2月に開催される兵庫県都市計画審議会に諮問するため、設計協議等資料づくりに着手いたします。

総合的な交通体系の整備でございますが、都市計画道路揖保線は、同じく龍野中央幹線並びに宮田線の連携において、たつの市南東部と姫路市南西部を結ぶ地域幹線道路であります。都市計画道路龍野線及び沖代線の集中交通を緩和することを目的として、用地測量、用地取得等改良事業に着手いたします。

次に、みどりのみずのネットワークについて申し上げます。

みどり豊かなまちづくりでございますが、総合公園は、文化・スポーツ活動の拠点となる都市基幹公園として整備を進めているものであります。町民の皆様の運動の場であり、自然に親しめる憩いの場でもあり、災害時の避難地ともなります。さらに、スポーツなどを通して心身の健康維持・増進が図れる場所として、計画的に整備を進めてまいります。

また、緑地環境の積極的保全と活用でございますが、美しい自然を守り、豊かで潤いのあるまちづくりを進めていくため、自治会に花の苗などを配布し、地域の自主的な花の管理により、触れ合いと生きがいの輪が広がるよう、まちぐるみ緑化事業に取り組んでまいります。

第6項目めは、自治と連携による力強いまちづくりであります。

地方分権の理念が浸透する中、地方自治体には地域の課題を適切に処理する自治能力の向上が求められる一方、まちづくりに対する

住民の参加意欲の高まりにこたえて、ともに連携を図りながら、行政施策を展開していく体制づくりの重要性が指摘されております。

もとより私は、簡素で効率的・効果的な行政運営につきましては、行政みずからがその体制を整備し、住民や議会と協調、連携して、かつ説明責任を果たしながら推進していくべきものと考えております。

財政状況が一段と厳しさを増す中、行財政基盤を強化することは容易ではありませんが、広報広聴機能の充実を図り、広範な住民ニーズの的確な把握に努めながら、政策形成機能の向上において、不断の取り組みを進め、住民と行政が協働する活力ある住みよいまちづくりに努めてまいります。

第1点に、支え合い共生する住民主体のまちづくりについて申し上げます。

平成17年国勢調査におきまして、太子町総人口は3万2,555人、前回調査に比較して595人増加という結果を見たところであります。都市化の進展や人口の増加に伴い、行政サービスに対する住民ニーズも多様化、複雑化するとともに、町民の皆様から行政のあり方やまちづくりに対しても高い関心をお寄せいただいておりますので、多様な住民参加の機会の拡充を図りたいと考えております。

住みよさの要件は多岐にわたりますが、まちづくりの躍動は、住民と行政のおのおのの役割がうまく連動して得られるものであります。そのためには、行政情報の公開が、まず住民参画・協働の基本的なことと考えております。これまでも情報公開条例等の制定、パブリックコメント制度や指定管理者制度の実施を進めてまいりましたが、さらに審議会委員の公募等を進め、開かれた町行政に一層の取り組みを図ります。

さらに、住民相互に支え合い、触れ合いのある地域づくりを進めていくために、コミュニティ活動等を支援し、地域を支えていただく人材の育成に努めてまいります。

次に、スマートな都市経営の基盤づくりについて申し上げます。

厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方自治体の行財政改革の推進に対しましては、厳しい視線が向けられていることを真摯に認識するところであります。計画的な行財政改革を一層推進するとともに、公表等説明責任を確保してまいります。

さらに、社会経済環境が大きく変化する中で、住民ニーズに的確に対応した地域協働を推進していく上では、個々の職員の意識改革が必要であります。総体的な政策形成能力の向上に鋭意努めるとともに、良質で時代の流れに適した施策の選択、展開に努力を傾注いたします。

行政の情報化の推進でございますが、現在稼働しております基幹業務システム オフコンにつきまして、機器自体の生産中止に伴い、保守管理サービスの終了通知を受けておりますので、次期システム パソコンへの移行を実施いたします。12月の本格稼働を目指すとともに、新システム導入後の保守管理、サポート体制の確保等、確実な対応を進めてまいります。

今申し述べました各般の事務事業方針をもとに編成いたしました平成18年度の各会計の歳入歳出予算総額は、一般会計85億2,664万1,000円、特別会計6会計73億3,087万2,000円、企業会計収入9億4,788万3,000円、企業会計支出10億9,859万7,000円、これらを総じての予算額は169億5,611万円であります。

以上が平成18年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。

地方分権が進み、国と地方の役割分担が議論され、地方にできることは地方にとの確固たる方針が打ち出される中であって、地方行政を取り巻く財政事情は一段と厳しさを増しております。町政の伸展と住民福祉の向上に新たな決意で臨み、英知の結集と創意工夫をもって、この難局を乗り越えていく所存であります。

今まで以上に住民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本目標「和のまち太子」の

実現に向け、効率的で効果的な行政運営に努めて、住みよい地域づくりに全力を傾注してまいります。

今期定例会にご提案しております案件につきましては、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、町民並びに議員各位のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成18年度の施政方針といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（佐野芳彦） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時16分）

（再開 午後1時20分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について

議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第10号町道路線の認定及び廃止について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線10路線及び寄附採納による路線1路線を認定するとともに、総合公園の整備に伴う路線1路線及び街路龍野線と重複認定となる路線2路線を廃止するものであります。

なお、道路延長、道路幅員等の概要につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第10号町道路線の認定及び廃止についての詳細説明を申し上げます。

お手許に図面をお渡ししておられると思うんですけれども、それによりまして説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、 鷗水走り団地1号線、 鷗水走り団地2号線、 鷗水走り団地3号線、2ページ目、 立岡小畑団地1号線、 立岡小畑団地2号線、3ページ目、 鷗須円坊団地線、4ページ目、 蓮常寺一ノ宮団地1号線、 蓮常寺一ノ宮団地2号線、5ページ目、 東保中ノ壺団地6号線、6ページ目、 太田五反田団地線につきましては、都市計画法第40条の帰属によります10路線を認定するものでございます。

7ページ目、 天満山県住西線につきましては、寄附採納により認定する路線でございます。

8ページ目、 柳松ヶ下線は、総合公園の整備に伴い廃止する路線でございます。

9ページ目、 矢田部西線、 矢田部丁田団地線は、街路龍野線と重複認定となるため、廃止する2路線でございます。

路線ごとの詳細説明を申し上げます。

認定する路線でございますが、 鷗水走り団地1号線の起点は鷗字水走り380番40、終点は同所380番39、延長78.8メートル、最大幅員8.4メートル、最小幅員は6メートルでございます。

鷗水走り団地2号線の起点は鷗字水走り380番35、終点は同所380番7、延長124.7メートル、最大幅員12.5メートル、最小幅員は6メートルでございます。

鷗水走り団地3号線の起点は鷗字中宮寺509番7、終点は水走り380番18、延長117メートル、最大幅員12.5メートル、最小幅員は6メートルでございます。

なお、総延長と実延長が6メートル違いますのは、重複しているために生じたものでございます。

立岡小畑団地1号線の起点は立岡字小畑

134番6、終点は同所134番9、延長62メートル、最大幅員12.8メートル、最小幅員は6メートルでございます。

立岡小畑団地2号線の起点は立岡字小畑134番1、終点は同所134番2、延長24.5メートル、最大幅員6メートル、最小幅員は6メートルでございます。

鷗須円坊団地線の起点は鷗字須円坊74番1、終点は同所72番6、延長102.7メートル、最大幅員12.6メートル、最小幅員は6メートルでございます。

蓮常寺一ノ宮団地1号線の起点は蓮常寺字一ノ宮106番7、終点は同所119番16、延長127.3メートル、最大幅員13.1メートル、最小幅員は6メートルでございます。

蓮常寺一ノ宮団地2号線の起点は蓮常寺字一ノ宮119番3、終点は同所119番16、延長41.4メートル、最大幅員6メートル、最小幅員は6メートルでございます。

東保中ノ壺団地6号線の起点は東保字中ノ壺445番3、終点は同所445番4、延長78メートル、最大幅員12メートル、最小幅員は6メートルでございます。

太田五反田団地線の起点は太田字五反田666番15、終点は同所666番12、延長29.7メートル、最大幅員14.3メートル、最小幅員は6メートルでございます。

天満山県住西線の起点は太田字山の下1570番16、終点は同所1579番、延長180メートル、最大幅員12メートル、最小幅員は7.3メートルでございます。

以上が認定する路線11路線でございます。

続きまして、廃止する路線でございますが、 柳松ヶ下線の起点は佐用岡字西光寺90番、終点は佐用岡字山田65番、延長454.1メートル、最大幅員2.7メートル、最小幅員は1.6メートルでございます。

矢田部西線の起点は立岡字二舛合114番1、終点は立岡字小畑119番2、延長164.1メートル、最大幅員4.1メートル、最小幅員は4メートルでございます。

矢田部丁田団地線の起点は鷗字矢田部後

40番12、終点は矢田部字丁田1番17、延長90.1メートル、最大幅員4メートル、最小幅員は4メートルでございます。

以上が廃止する路線3路線でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について説明を申し上げます。

地方自治法第260条の2の規定に基づき、自治会等の地縁による団体については、所定の手続を経て、市町村の認可を受ければ、法人資格を有し、法律上の権利能力が付与されることになっております。

本町においては、これまで地縁団体の認可申請はありませんでしたが、このたび平方、松尾の両自治会より認可申請する方向で協議がなされております。つきましては、法人等の使用する印鑑の証明事務は、登記を管轄する行政庁で行うものでありますので、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事項を定め、不動産登記など、団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与するため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

内容につきましては、登録者の資格として、第2条におきまして、認可地縁団体の代表者及び民法で定められている代表者職務執行停止に伴う職務代行者などを資格者としております。

第5条におきましては、登録できる印鑑を1団体につき1個とし、登録できる印鑑の形式を定めております。

第8条、第9条におきましては、認可地縁団体の告知事項の変更届の受理に伴い、事務所の所在地及び代表者等の住所の変更は職権による修正事項とし、代表者等の変更、団体の解散、登録印鑑として不適当な場合等を職権による抹消事項といたしております。

手続事務処理規定として、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第13条におきまして、登録申請、登録事項、印鑑亡失届、廃止届、印鑑登録証明書交付申請、証明書の発行、代理人による申請について定めております。

不動産登記等に必要な印鑑証明書の交付手数料として、第12条及び附則第2項において、1枚につき300円とするため、手数料条例の改正をいたしております。

そのほか目的、調査権、閲覧禁止、行政手続条例の適用除外、規則委任を規定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第12号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第12号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び障害者自立支援法の制定により、この議会におのおの上程しております国民保護協議会委員及び障害程度区分認定審査会委員について、報酬及び費用弁償の対象とする規定を追加いたしますとともに、報酬及び費用弁償の対象としておりました男女共同参画プラン策定委員会委員について、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例が平成16年9月30日に自動失効しております。今回削除するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定

について説明を申し上げます。

このたび兵庫県福祉医療制度の改正があり、本条例を県の制度に準拠して改正するものであります。

主な改正点につきましてご説明申し上げます。

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱において、用語の定義及び助成する医療費の範囲の改正があり、本条例第2条第18号及び第3条第1項第2号から同項第4号までの規定を改正するものであります。

また、兵庫県の母子家庭等医療費給付事業実施要綱においても、所得による支給制限の改正があり、第4条第1項第4号の規定を改正するものであります。

また、老人医療費助成事業の助成内容について、地方税法の改正により、65歳以上の者に対する非課税基準の見直しがあり、従来非課税者の一部が課税対象となります。ただし、経過措置として、平成18年、19年度の2年間につきましては、新たに課税対象となる者について税源が減額される措置が講じられております。

本条例では、老人医療費の対象者を市町村民税非課税者と規定しておりますので、老人医療対象者のうち、地方税法の改正により課税対象となる、すなわち地方税法の経過措置対象者は、平成18年7月から対象外となります。このため、今回の改正により、地方税法による経過措置対象者を引き続き老人医療費助成の対象とするものであります。概算ではありますが、経過措置による該当者は250人程度と見込んでおります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第14号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第14号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

昨年の9月定例町議会で議決いただきました太子町立幼稚園設置条例の改正に基づき、石海南幼稚園が廃止されることに伴い、その施設を町立保育所として用途変更するとともに、児童福祉施設最低基準に合致できるよう適切に施設改良を施し、平成18年9月の改正に向けて取り組むための本条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、条例の趣旨規定を新たに設け、新設される保育所の名称及び位置を石海保育所、太子町福地680番地1と定めるとともに、指定管理者に施設管理を行わせることができる規定を追加し、その指定管理者が行うべき業務等について定めております。

平成17年3月に策定しました太子町次世代育成支援行動計画にございますように、仕事をしながら、ゆとりある子育てができる環境づくりを推進し、多様な保育サービスが利用できる環境整備が緊急の課題となっております。そこで、廃止される施設を町立保育所として活用し、入所の円滑化、待機児童の解消を図るものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第15号 町民養老金

支給条例の一部を改正する  
条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第15号町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第15号町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

町民養老金支給条例は、昭和46年3月15日に制定され、昭和46年度から数え年80歳以上の方を対象に3,000円を支給しており、その後、5度の改正を経て、昭和54年度からは、現行の77歳以上79歳までの方に7,000円、80歳以上の方に1万円を支給してまいりました。しかしながら、今日の高齢化社会が進行している中で、新行政改革大綱第3次の大項目、事務事業の見直しの一環として、支給金額を77歳以上79歳までの方の7,000円を3,000円、80歳以上の方の1万円を5,000円に改正するものであります。しかし、支給年齢につきましては、兵庫県や近隣市では、77歳、88歳、99歳などの節目年齢の支給としていますが、本町では、従前より、長年にわたり社会に貢献されたご苦勞をねぎらい、長寿の皆様一人ひとりをお祝いしたいという趣旨から、支給年齢を77歳以上としており、この支給年齢につきましては従来どおりとしております。

また、題名につきまして、町民養老金支給条例を長寿祝金条例に改め、条文の中の支給期日を支給日と改めるとともに、支給日につきましては、国民の祝日に関する法律の改正により、敬老の日が9月の第3月曜日となっていることから改正しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第16号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第16号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について説明を申し上げます。

平成17年11月7日に公布されました障害者自立支援法において、介護給付費等の支給に関する審査会を設置することが第15条により規定されておりますので、その委員定数を第16条の規定により5人以内と定める条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本町の国民健康保険特別会計は、被保険者の増加により、保険税収入の総額は増加しているものの、保険給付費の伸びは保険税の伸びを上回り、国民健康保険特別会計は極めて厳しい状況にあり、一般会計からの多額の任意的な繰り入れにより歳入不足を補っている状況であります。このたび7年ぶりに保険税率を改正し、地域の医療保険として、持続的で安定的な運営が図れるよう改正するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第17号太子町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

このたびの保険税率改正に当たりましては、国民健康保険運営協議会を2回開催し、税率改正の必要性をお願いしたところであります。

国民健康保険の会計は、被保険者の増加により、保険税収入の総額は増加しているものの、保険給付の伸びは保険税の伸びを上回り、国民健康保険事業の財政は極めて厳しい状況にあり、一般会計からの多額の任意的な繰り入れによる歳入不足を補っております。

保険税率の設定に当たりましては、一般会計からの財政支援並びに医療費の水準や介護納付金の額に見合った保険税率を検討いたしてまいりました。税率改正を行わずに据え置いた場合には、平成18年度国民健康保険特別会計の収支状況の見通しは、1億6,391万2,000円の財源不足を生じると予想いたしております。

一般会計からの財政支援を考慮し、医療給

付費分として6,831万100円、介護納付金分として4,019万7,400円、合計1億850万7,500円の増収が図れるよう改正をお願いしております。

改正後の税率は、医療給付費につきましては、所得割6.2%に、資産割25%に、均等割を2万6,700円に、平等割2万7,600円にそれぞれ改正するものであります。

また、介護納付金分については、所得割を1.58%に、資産割8.90%に、均等割1万400円に、平等割6,200円にそれぞれ改正するものであります。

今回の税率改正が大幅な改正になる理由としましては、7年ぶりの改正であること、また平成17年度の介護納付金の額が平成12年度の介護納付金の額の2.26倍になっているところでございます。国民健康保険事業が地域の医療保険として、長期にわたり持続的で安定的な運営が図れるよう、やむなく保険税率を改正するものでありますので、今回の改正のご趣旨をご理解賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

介護保険法第117条及び第129条第3項の規定によりまして、保険料を3年ごとに計画

し、定めることとされていますが、平成15年4月からの第2期保険料期間が平成18年3月で終わることに伴い、平成18年度から平成20年度までの第3期保険料期間の保険料を定めるものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案どおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

介護保険法第117条及び第129条第3項の規定により、3年ごとに計画し、保険料を定めることとされていますが、平成15年4月からの第2期保険料期間が平成18年3月で終わることに伴い、平成18年度からの第3期保険料期間の保険料を定めなければなりません。

具体的な保険料の推計についてでございますが、平成15年4月から3年間の介護サービスの実績及び今後3カ年の要介護者数、サービス利用の伸び等を勘案して、平成18年度、平成19年度、20年度の介護費用を算出し、さらに平成18年度から新たに実施する介護予防事業や地域包括支援センター運営費等の費用や制度改正に伴い、第1号被保険者の負担割合が18%から19%に改正されること等を踏まえ、介護保険料を算出いたしております。

条例第4条中の介護保険料年額の改正ですが、低所得者対策として、現行第2段階の町民税非課税世帯の被保険者は、収入額の幅が広いにもかかわらず、一律に基準額の0.75%の割合となっていたものを2分割とし、うち年収80万円以下の方については、第1段階の負担と同様に基準額の0.5%の割合となる新第2段階とし、保険料率区分を5段階から6段階としております。

また、現行基準年額を3万8,400円を4万8,600円に改めるもので、月額に直しますと、第3段階の基準月額で3,200円としてい

る介護保険料を平成18年4月から第4段階基準月額を4,050円としたいと考えております。

附則第3条につきましては、平成18年度から19年度における保険料率の特例を規定しており、税制改正により、町民税の課税となる方や町民税課税となる方と同居する方に対して、保険料の上昇幅が段階的となるよう激変緩和措置を規定しております。

参考資料に具体的な金額を記載しておりますが、例えば町民税本人非課税の方が税制改正により本人課税となるケースでは、現行の年額3万8,400円から平成18年度は5万2,488円、平成19年度は5万6,376円となり、平成20年度は本来額の6万750円となります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第26、議案第19号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第19号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、前回の規定が平成18年3月31日までとなっていたため、協議を続けておりましたが、平成18年1月24日に、兵庫県・太子町ほか2市及び兵庫県皮革産業協同組合連合会との3者により、段階的に引き上げ等を目的とする料金改定の合意が成立したところであります。その合意に基づ

き、平成18年度においては、1立方メートル当たり10円増の210円に単価改正するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第27、議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

平成元年度より実施してまいりました下水道の整備は、本年度の面整備工事をもって終了いたします。しかし、一部の家屋については、下水道管を整備するのに多額の費用が必要となり、整備に相当の期間を要するところや、地形の関係上、公共下水道への接続が困難なところがあります。これら公共下水道を利用できない家屋は、公共下水道整備済み区域と公平性を欠くこととなりますので、合併処理浄化槽を町が整備して、公共下水道と同等のサービスを提供しようとするものでございます。

詳細につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

第1条は、目的でございますが、公共水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図ることを目的といたしております。

第3条につきましては、この条例の対象家屋を規定いたしております。

第4条第1項は、対象家屋の浄化槽の設置及び管理は町が行うということにいたしております。

第6条は、第4条第1項を受けまして、浄化槽等に必要な用地の使用貸借契約を定めております。

第11条第2項では、公共下水道に接続することが可能になったときには、使用者の費用で接続することを定めております。

第14条では、使用料は下水道使用料と同様といたしております。

第21条2項では、受益者負担金の額及び徴収方法は、太子町都市計画下水道事業受益者負担金条例によるものといたしております。

このように将来は下水道管が延伸され、公共下水道に接続しやすいように、また下水道事業と公平になるようにしていくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定について説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び同法律施行令が平成16年9月17日に施行されたことに伴い、同法第39条の規定により設置が義務づけられた太子町国民保護協議会について、同法第40条第8項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

本町の面積、地形等の状況においては、武力攻撃事態等における状況と地震、重大事故等における状況をかんがみると、防災計画に定める地震、重大事故等にとるべき措置と大きな隔たりがあるとは考えにくいので、既存の防災会議の組織に準じたものが適当であると考えております。したがって、その組織及び運営については、国の標準例規に従い、太子町防災会議条例に沿ったものとしております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定について詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、法律に定められている部分を除きまして必要な事項を定めております。

まず、組織として、第2条において、委員数を20人以内とし、専門委員の解任規定を定めております。

また、第5条では、協議会の補佐機関として、委員の属する機関の職員で構成する幹事を20人以内で設置することができるように定めております。

また、運営に係る事項として、第3条及び第4条において、会長の職務代理、会議の運営方法を定めております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第29、議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び同法律施行令が平成16年9月17日に施行されたことに伴い、同法第27条の規定により設置が義務づけられた太子町国民保護対策本部及び第183条において準用する法第27条第1項の規定により設置する太子町緊急対処事態対策本部について、同法第31条の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

本条例も国民保護協議会条例と同様に、当町の面積、地形等の状況においては、武力攻撃事態等における状況と地震、重大事故等における状況をかながみると、防災計画に定める地震、重大事故等にとるべき措置と大きな隔たりがなく、既存の災害対策本部の組織に準じたものが適当であると考えております。したがって、その必要な事項については、国の標準例規に従い、太子町災害対策本部条例に沿ったものとしています。

詳細につきましては助役より説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり

議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について詳細説明を申し上げます。

内容としましては、法律に定められている部分を除いて必要な事項を定めております。

まず、組織としてでございますが、第2条において、本部長、副本部長及び本部員の職務等を定め、また、第4条、第5条において、国民保護措置を実施する組織として部の設置、現地対策本部の設置を定めております。

次に、第3条におきまして、本部会議の招集、関係機関への意見要請を定めております。

そのほか武力攻撃事態等ではないが、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に対応する緊急対処事態対策本部について、国民保護対策本部の規定を準用することを定めております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について

議長（佐野芳彦） 日程第30、議案第23号石海保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第23号石海保育所の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

議案第14号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例及び太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、平成18年9月の開所に向け、町立石海保育所の指定管理者を指定するものであります。

同施設につきましては、太子町直営による管理運営ではなく、適切な民間業者に管理をゆだねるといふ指定管理者制度の導入を予定しております。そして、保育所という施設の特性から、指定管理者として指定する団体は、町内で児童福祉事業の実績がある社会福祉法人が適当と判断し、2法人に打診しましたところ、安養保育園を運営している社会福祉法人明和福祉会から指定管理者指定申請があり、その運営能力や実績に基づき指定するものでございます。

なお、指定期間は、協議の上、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの4年7カ月としております。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について

議長（佐野芳彦） 日程第31、議案第24号揖南衛生施設一部事務組合の解散についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第24号揖南衛生施設一部事務組合の解散について説明を申し上げます。

本組合は、たつの市及び太子町による1市1町の一部事務組合として、墓地、埋葬等に

関する法律第2条第7項に規定する火葬場施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理しております。

現在の火葬場については、旧龍野市、旧揖保川町、旧御津町及び太子町において、人生の終焉にふさわしい清新な環境を備えた火葬場の改築に向け、平成11年度より基本・実施設計の策定に着手し、用地の購入及び建築工事を実施し、平成15年1月1日に供用開始し、現在に至っております。しかし、市町合併により、構成市町が1市1町となり、厳しい財政状況の中で、広域行政の事務の効率化を図るため、統合による経費削減を含め、事務事業の見直しなどを検討した結果、本組合と揖保保健衛生施設事務組合を統合することとしたため、平成18年3月31日をもって本組合を解散しようとするものであります。

なお、この事務組合統合につきましては、両組合決定事項であります。11月臨時会における決議への返答をしていなかった点につきましては、ここに深くおわびを申し上げます。今後は広域事務関係の検討を進めてまいります。協議会のあり方を含めましてご相談申し上げたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について

議長（佐野芳彦） 日程第32、議案第25号揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第25号揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について説明を申し上げます。

平成18年3月31日をもって、揖南衛生施設一部事務組合が解散することに伴い、組合の所有しております土地、建物及び財産調書に掲載されております備品等の資産等の処分について、すべて揖龍保健衛生施設事務組合に帰属させ、また、基金及び地方債についても揖龍保健衛生施設事務組合に継承させるものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時15分）

（再開 午後2時15分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第33 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議長（佐野芳彦） 日程第33、議案第26号揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第26号揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明を申し上げます。

一部事務組合の統廃合により、揖南衛生施設一部事務組合が平成18年3月31日をもって解散することに伴い、構成団体から削除する

とともに、平成17年10月1日の1市3町の合併により、たつの市が誕生し、当組合の経費負担を行う市町の構成が1市4町から1市1町になっており、公平委員会の負担金の比率について見直しを行うものであります。

この負担金の比率については、たつの市と太子町の負担金の額を1市3町の合併前とできる限り変わらないことを第一に考慮して、たつの市と協議した結果、均等割を30%から10%に改め、職員割を20%から40%に改めるものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第34 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（佐野芳彦） 日程第34、議案第27号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第27号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

揖南衛生施設一部事務組合及び神崎郡北部病院事務組合が平成18年3月31日付で解散、脱退することにより、組合組織団体の減と規約の変更を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決

いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第35 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議長（佐野芳彦） 日程第35、議案第28号揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第28号揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明を申し上げます。

揖南衛生施設一部事務組合が平成18年3月31日付をもって解散することに伴い、同組合で共同処理してきました墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬場施設の設置、管理及び運営に係る事務について、揖龍保健衛生施設事務組合で行うこととする変更と組合議員定数を変更するものであります。

詳細につきましては助役より説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第28号揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について詳細説明を申し上げます。

規約第3条ただし書き中、ごみ処理に係る事務の右に「及び第3号に係る事務」を加え、これまでの同条第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、揖南衛生施設一部事務組合が平成18年3月31日をもって解散す

ることに伴い、同組合で行ってきた墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬場施設の設置、管理及び運営に係る事務に関するものを揖龍保健衛生施設事務組合で行うこととし、また第5条第1項中、組合議会の議員定数については、昨今の地方議会の改革の流れの中で、議員定数の見直しも行われております。現在の組合議会の議員定数は、規約第5条で11人になっておりますが、このような改革の流れを勘案し、組合議会の定数も1名の削減を行い、11人を10人に改めようとするものです。

また、関係市町ごとの定数については、たつの市と太子町の人口比を基準にして、たつの市の現行9人を7人に、太子町の現行2人を3人とするものでございます。

附則の改正として、組合の事務の共同処理のうち、附則第2項中、第3条「ただし書きの規定は」を第3条「ただし書きの規定のうち、ごみ処理に係る事務に関する部分は」に改めるものでございます。

附則としまして、2つございます。

1つ目としまして、施行期日でございます。平成18年4月1日から施行するものであります。ただし、第1条中、揖龍保健衛生施設事務組合規約第5条第1項の改正規定は、平成18年5月1日からでございます。

2つ目としまして、事務の承継でございます。組合としまして、平成18年3月31日をもって解散する揖南衛生施設一部事務組合の事務を承継するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第36 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について

議長（佐野芳彦） 日程第36、議案第29号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第29号揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について説明を申し上げます。

このたびの変更は、昨年6月に可決いただきました本組合理約の附則の規定により、組合議員定数及び市町ごとの議員定数について見直すものであります。また、これにあわせて負担金の額の算出方法についても見直しを行っております。

詳細につきましては助役より説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(佐野芳彦) 助役。

助役(八幡儀則) 先ほど上程されました議案第29号揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について詳細説明を申し上げます。

第5条の変更について申し上げます。昨今の地方議会の改革の流れの中で、議員の定数の見直しも行われております。現在の組合議会の議員の定数は、規約第5条で11人となっておりますが、このような改革の流れを勘案し、組合議会の議員の定数も1名の削減を行い、11人を10人に改めようとするものでございます。

また、関係市町ごとの定数については、たつの市と太子町の人口比を基準にして、たつの市の現行9人を7人に、太子町の現行2人を3人とするものでございます。

次に、第11条第2項の負担金の額については、たつの市と太子町の負担金の額を1市3町の合併前とできる限り変わらないことを第一に考慮して、均等割額に対する負担金の額を100分の30から100分の10に改め、事業規模点数割額の負担金の額を100分の70から100分の90に改めるものでございます。

また、附則につきましては、この規約の施

行日を平成18年4月1日と定めるものであります。

ただし、第5条の改正規定については、在任特例の満了日の翌日となる平成18年5月1日から施行するものであります。

以上で詳細説明を終わります。

議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第37 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算

議長(佐野芳彦) 日程第37、議案第30号平成18年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第30号平成18年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額を85億2,664万1,000円と定めるものであります。前年度当初予算との対比では2億2,274万5,000円の増、増減率として2.7%の増であります。

歳入予算の主な増減は、地方譲与税が所得譲与税の増加により1億4,040万円、率にして65.9%の増。地方交付税は普通交付税が税源移譲額や町たばこ税の16年度増収率に基づく推計額の増加の影響による基準財政収入額の増のため交付額が大幅に減少。特別交付税も災害、合併関連経費への傾斜配分により減少が見込まれるため、2億3,100万円、率にして14.4%の減。国庫支出金は、小学校改築や幹線道路整備に係る負担金等の増加により6,840万2,000円、率にして15.5%の増。県支出金は、児童手当の制度改正に伴う県負担金の増加及び国体開催補助の増加などにより5,648万2,000円、率にして15.1%の増。繰入

金は、小学校改築に公共施設建設基金、公設民営保育所等の整備に地域福祉基金を充てることにより2億815万4,000円、率にして46.7%の増。町債は、水道事業会計出資債、臨時財政対策債等の減により5,470万円、率にして7.7%の減となっています。

歳出予算の主な増減は、議会費が1,416万1,000円、率にして11.0%の減。民生費は、社会福祉総務費や老人医療費の減が老人福祉費、障害者福祉費、保育所費、児童措置費の増を上回り、2,552万3,000円、率にして1.3%の減。衛生費は、上水道施設費の皆減が環境衛生費、清掃総務費の増を上回り、1,856万6,000円、率にして2.2%の減。消防費は、常備消防費の増などにより1,989万4,000円、率にして5.2%の増。教育費は、斑鳩小学校校舎改築に伴う小学校管理費の増により3億4,357万2,000円、率にして30.3%の増。公債費は、既発債の減により5,742万5,000円、率にして4.9%の減となっています。

その他地方債を6件設定し、一時借入金、歳出予算の流用については、前年度と同様でございます。

詳細につきましては助役より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第30号平成18年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

25ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10交際費につきましては、前年対比15万円の減、23%減で50万円を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金のうち、県町議会議員公務災害補償組合互助事業加入負担金、郡町議会議長会負担金につきましては廃止しております。

26ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8報償費12万円は、町美術展入賞者に対する各部門の町長賞の額を5万円から3万円に引き下げて予算計上をさせていただいております。節10交際費につきましては、前年対比30万円の減、9%減で300万円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち、職員厚生会補助金は、17年度に職員厚生会を廃止したことにより補助金を計上しておりません。その代替措置として、職員予防接種補助金7万2,000円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節14使用料及び賃借料、庁用自動車借料303万1,000円につきましては、中型バスのリース料と維持管理料です。なお、マイクロバスについては、売却の計画でございます。

目6企画費のうち、118万5,000円は、野口聡一氏に対する名誉町民称号贈呈式の予算でございます。太子町で幼少時代を過ごされた宇宙飛行士の野口聡一氏は、平成17年7月26日打ち上げられたスペースシャトルに搭乗し、その任務を無事遂行され、また、太子町の将来を担う子供たちに夢と希望を与え、科学技術への関心を持ち、努力することの大切さ等を教えていただきました。同年12月議会において、名誉町民の称号を贈ることにつきご同意をいただいたところです。節1報酬のうち30万7,000円は、さきに議案第21号で提案しております太子町国民保護協議会条例に基づく国民保護協議会委員の報酬でございます。

30ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料、電子計算機借料4,447万7,000円のうち、1,840万6,000円は、オフコンシステムからパソコンシステムへの移行予算であります。現在の総合行政システムは、オフコン機器が生産を終了し、ソフトのサポートが困難な状況になっているため、移行するものでございま

す。

目 8 交通安全対策費、節15工事請負費76万3,000円につきましては、道路反射鏡 9 基、交通安全灯 1 基、その他交通安全施設 5 力等を予定いたしております。

32ページをお願いいたします。

目11自治振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、連合自治会研修補助金は、隔年補助のため18年度は計上しておりません。また、県連合自治大会参加補助金は、18年度から廃止いたしております。

目12コミュニティー施設整備費、節19負担金補助及び交付金805万円につきましては、公会堂新築補助として松田自治会、放送設備更新として 5 自治会、自治会公会堂下水道接続補助金に 4 自治会、掲示板新設及び更新に 5 自治会に補助を予定しております。

目14諸費、節19負担金補助及び交付金、教誨事業講演会助成金 6 万円は、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費から組み替えしたものでございます。

33ページをお願いいたします。

項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費、節 8 報償費 570万円につきましては、平成17年度より100分の25で算出し、納期前納付報奨金として、固定資産税6,800件、町民税2,000件を予定し、予算計上をいたしております。

35ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 3 兵庫県議会議員選挙費 395万1,000円と目 4 太子町議会議員選挙費に 234万9,000円は、平成19年度に実施される選挙の準備のための予算でございます。

37ページをお願いいたします。

款民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節報酬37万4,000円につきましては、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画策定に係る諮問を予定しており、審議会委員報酬を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

節28繰出金 1 億9,434万3,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であり、保険基盤安定繰出7,154万2,000円、保険基盤

安定繰出1,361万5,000円、職員給与費等繰出 3,530万7,000円、出産育児一時金繰出 1,100万円、財政安定化支援事業繰出530万6,000円、その他一般会計繰出5,757万3,000円であります。その他一般会計繰出の減は、国民健康保険税税率の見直しによるものでございます。

目 2 老人福祉費、節20扶助費のうち、長寿祝金803万6,000円は、さきに上程しました議案第15号町民養老金支給条例の一部を改正する条例制定に伴い長寿祝金を支給するものでございます。80歳以上が1,273人、77歳以上557人であります。100歳以上祝金40万円につきましては、100歳到達者の 3 人の方にそれぞれ10万円、100歳以上 5 人の方にそれぞれ 2 万円を支給するものであります。

39ページをお願いいたします。

節28繰出金 2 億2,782万円につきましては、介護保険特別会計繰出金であり、保険給付事業繰出 2 億2,004万4,000円、介護サービス事業繰出777万6,000円であります。

目 3 老人医療費、節20扶助費3,297万7,000円につきましては、前年対比402万4,000円の減、10.9%の減で計上いたしております。

目 5 障害福祉費、節 1 報酬75万円は、障害者自立支援法第15条の規定により設置する太子町障害程度区分認定審査会の委員報酬でございます。

42ページをお願いいたします。

目 8 保健福祉会館管理費、節15工事請負費 189万円は、オストメイトトイレの設置工事費でございます。

44ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 2 保育所費のうち、節15工事請負費3,496万5,000円と節18備品購入費240万円につきましては、さきに上程いたしました太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に伴い、石海南幼稚園を石海保育所として改築し、待機児童の解消に充てるものでございます。また、運営に当たっては、議案第23号のとおり指定管理者

制度を採用いたします。

目 3 保育所運営費、節20扶助費 3 億 1,102万7,000円につきましては、トータル、ゼロ歳児から 4 歳児、5 歳児を含めまして、二葉保育園が105名、安養保育園が109名、委託保育園が156名分となっております。

45ページをお願いいたします。

目 6 児童措置費、節20扶助費 2 億6,512万 5,000円につきましては、前年対比6,267万 5,000円の増、30.3%の増で予算計上しており、平成17年度に児童手当法の改正により、支給対象が小学校 3 学年修了前であったものが小学校修了前までに拡大されたことによる増額でございます。

46ページをお願いいたします。

目 8 児童館運営費、節15工事請負費819万円につきましては、児童館の老朽化が進んでおり、来館者が安心して施設利用できるように、屋上、テラス等の防水、外装の改修工事を行うものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節13委託料4,394万8,000円につきましては、生活習慣病を予防するため、各種健診委託の予算を計上いたしております。前年対比 56万2,000円の増、1.3%の増であります。

49ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、目 4 環境衛生費、節19負担金補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生施設事務組合負担金6,002万8,000円につきましては、揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴い、火葬場施設に関する共同処理する事務を揖龍保健衛生施設事務組合に承継させることによる予算計上でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の 6 億2,431万7,000円につきましては、前年対比 1 億2,358万8,000円の増、24.6%の増であります。

51ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節13委託料、農業委員研修委託料につきましては、研修委託料の見直しによ

り、隔年実施することにより、18年度は計上しておりません。

52ページをお願いいたします。

目 3 農業振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、農区長先進地視察補助金51万円につきましては、農業委員と交互に視察研修を行うことにしております。隔年実施により、18年度におきまして予算計上をいたしております。

53ページをお願いいたします。

目 6 農地費、節19負担金補助及び交付金のうち、非補助融資事業元利補給補助金84万円につきましては、前年対比277万3,000円の減、76.7%の減であります。これにつきましては、平成17年度は 5 件、5 自治会でありましたが、18年度では 2 件、2 自治会に減少したためであります。なお、この補助金につきましては、平成18年度で終了する予定でございます。

54ページをお願いします。

目 8 緑化推進費、節19負担金補助及び交付金のうち、たいし花と緑の会補助金225万円につきましては、前年対比27万円の減、10.7%の減であります。これにつきましても補助金の見直しによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、立岡山の北側で施工済みの東側を法枠工150平方メートルの工事を県単独事業として施行いたします。工事費1,689万円の10%、168万9,000円を負担するものでございます。

項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費、節 15 工事請負費1,600万円につきましては、町道補修工事費であり、のじぎく兵庫国体に向けての平方歩道橋塗装補修工事ほか緊急的な工事費を予定いたしております。

57ページをお願いいたします。

目 4 幹線道路整備事業費、節13、2,600万円につきましては、都市計画道路揖保線の用

地測量の委託料でございます。節17公有財産購入費6,800万円は、同揖保線の用地約3,000平方メートルの用地費でございます。

58ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、まちづくり活動助成金250万円につきましては、平成16年11月1日に制定しました太子町まちづくり活動助成要領第4条第2項の規定による助成でありまして、計画作成団体、J R北西地区、J R南地区、それぞれ50万円、まちづくり協議会、阿曾、松尾、下阿曾、それぞれ50万円の助成を予定しております。

59ページをお願いいたします。

目3下水道事業費、節28繰出金8億6,512万4,000円につきましては、下水道事業特別会計繰出7億3,223万4,000円と、前処理場事業特別会計繰出1億3,289万円でありまして、公共下水道事業につきましては、平成17年度末でほぼ町内全域の整備を終了することができ、下水道普及率は99.7%になる見込みでございます。平成18年度以降は合併浄化槽の整備を行う計画でございます。

60ページをお願いいたします。

目5公園事業費、節22補償、補填及び賠償金6,161万8,000円は、兵庫県町土地開発公社からの買い戻しでございます。

目6土地区画整理事業費、節13委託料1,184万円につきましては、J R北西地区、J R南地区の土地区画整理事業の調査設計業務委託を予定いたしております。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節13委託料3億4,407万1,000円は、たつの市への消防業務を委託する経費であります。普通交付税消防費基準財政需要額の80%で算出をいたしております。

62ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節18備品購入費の100万円につきましては、無線機、充電機器等で災害対応の備品でございます。

65ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理

費、節15工事請負費4億719万円は、斑鳩小学校北館改築工事と龍田小学校下水道接続工事であります。斑鳩小学校北館は昭和47年度に建築されたものであり老朽化が進んでおり、教育環境の向上を図るため、平成16年度から平成18年度の3カ年で事業を行うものであります。今年度において、RC3階建てで普通6教室、特別2教室を建設するものでございます。

66ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金709万2,000円につきましては、自然学校推進事業補助金であり、小学校5年生を対象に実施するものであります。龍田小17名、斑鳩小70名、太田小141名、石海小102名、合計330名で実施する予定であります。

68ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金のうち240万円は、太子西中学校4クラス、太子東中学校4クラスのトライやる・ウィーク事業推進事業補助金でございます。

飛びますが、72ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節7賃金2,724万9,000円につきましては、学童保育指導員11名、補助員10名の人件費でございます。平成18年2月末で龍田9名、斑鳩47名、太田98名、石海69名、合計223名の入園希望がございます。太子町の小学3年生までが1,088名ですので、約20%の保育率となっております。

73ページをお願いいたします。

節15工事請負費1,313万8,000円は、太田小学校区学童保育用のプレハブ教室等の工事費でございます。

81ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4国民体育大会費8,867万8,000円は、本年9月30日から10月10日までののじぎく兵庫国体が50年ぶりに兵庫県で開催されます。本町では10月5日から9日までが少年ラグビーフットボール競技が

太子町総合公園陸上競技場で行われます。本大会の成功に導くため、また全国から訪れる選手、監督、一般観覧者等を温かく迎えるための事業費でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の詳細説明を申し上げます。

まず、7ページをお願いいたします。

町税全体の予算額は35億9,245万4,000円で、前年対比1,473万2,000円の増、0.4%の増となっております。

9ページをお願いいたします。

町民税では、予算額13億5,091万9,000円で、前年対比1億3,042万3,000円の増、10.7%の増となっております。

個人町民税では、予算額11億8,843万9,000円で、前年対比1億4,201万2,000円の増、13.57%の増となっております。これにつきましては、老年者控除の廃止、65歳以上の公的年金受給者の公的年金等控除の縮小、妻の均等割の税率の特例の終了及び個人所得の伸びを見込んでおります。

法人町民税につきましては、予算額1億6,248万円で、前年対比1,158万9,000円の減、6.66%の減となっております。これにつきましては、全体的に業績は依然低迷のまま推移していると思われ、また法人数も前年に比べ38社の減となっております。平成17年度当初予算時点で比較してみますと、7号法人は増減がありません。同数でございます。2号法人、6号法人でそれぞれ2社増えているものの、1号法人が1社減、3号法人が4社減、4号法人が1社減、5号法人が2社減、8号法人が3社減、9号法人が31社減でございます。

固定資産税につきましては、予算額19億1,172万5,000円で、前年対比8,791万5,000円の減、4.40%の減となっております。これにつきましては、土地が7億431万3,000円で2,242万2,000円の減、3.09%の減。家屋が6億9,536万円で1億620万円の減、13.25%の減。償却資産が4億7,005万5,000円で

3,870万7,000円の増、8.97%の増となっております。これに、関しましては、今年度は評価がえの年でもあり、地価は依然として下落しており、家屋につきましても、新増築で増額分があるものの、大手電気メーカーの工場の一部が滅失が大きく影響いたしております。償却資産につきましては、毎年減価が発生するわけですが、このたび同電気メーカーに新たな設備投資があり、結果として増額となっております。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、予算額483万4,000円となり、前年対比18万2,000円の減、3.63%の減となっております。

軽自動車税につきましては、予算額5,622万6,000円となり、前年対比492万9,000円の増、9.61%の増となっております。これは台数の増加によるものでございまして、特に軽四、自家用の乗用車が今もなお増加しております。前年同期で比較してみますと、730台の増でございます。

10ページをお願いいたします。

町たばこ税につきましては、予算額2億6,875万円となり、前年対比3,252万3,000円の減、10.80%の減となっております。これにつきましては、平成16年度はたばこ卸業を一手に扱う業者が転入してきたため増加しておりましたが、17年度はもとに戻っております。また、本年7月1日から税率の引き上げがあるものの、一昨年5月からの施行の健康増進法に伴い、17年中も減少傾向が続いております。

款2 地方譲与税、項1 所得譲与税 2億5,100万円につきましては、これは所得税が、国の話ですが、総額8,300億円のうち、4,463億6,000万円を17年度の譲与割合により案分した額と残り3,836億4,000万円を17年度の市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体の財源移譲見込額の割合で案分した額の合計を計上いたしております。

項1 自動車重量譲与税7,580万円につきま

しては、平成17年度見込額に地方財政計画の伸び率98.4%を乗じた額を計上しております。

11ページをお願いいたします。

項1 地方道路譲与税2,670万円につきましては、平成17年度見込額に地方財政計画の伸び率101.2%を乗じた額を計上しております。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金1,140万円につきましては、平成17年度見込額に18年度の地方交付税算定上の伸び率50.0%を乗じた額を計上いたしております。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金1,350万円、それと款5 株式等譲渡所得交付金、項1 株式等譲渡所得交付金1,400万円につきましては、配当割及び株式譲渡所得割の収入額のおおむね3分の2が配当割交付金、株式等譲渡所得交付金として市町村に交付されるものでありまして、交付年度の前3カ年における各市町における個人県民税の額に案分し、交付されるものでございます。

款6 地方消費税交付金3億410万円につきましては、平成17年度見込額に18年度の地方交付税算定上の伸び率104.9%を乗じた額を計上いたしております。

款7 ゴルフ場利用税交付金650万円につきましては、平成17年度見込額に地方財政計画の県税伸び率96.2%を乗じた額を計上しております。

12ページをお願いします。

款8 自動車取得税交付金8,310万円につきましても、平成17年度見込額に18年度の地方交付税算定上の伸び率103.4%を乗じた額を計上いたしております。

款9 地方特例交付金1億430万円につきましては、従前の恒久減税分の措置額である減税補填特例交付金として、17年度の収入見込額に18年度地方財政計画の伸び率83.9%を乗じた額から、たばこ税増収見込額を減じた9,440万円と、18年度の児童手当制度改正に伴う財源措置として、児童数をもとに交付される児童手当特例交付金990万円でございます。

す。

款10 地方交付税13億7,800万円につきましては、基準財政需要額を52億3,618万5,000円、基準財政収入額36億5,533万2,000円と試算し、保留財源として490万1,000円、臨時財政対策債振替分を3億3,595万2,000円と試算し、差し引き12億4,000万円を普通交付税とし、特別交付税として1億3,800万円を計上しております。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金、節2 児童福祉費負担金1億4,288万2,000円につきましては、保育所児童保育料であり、斑鳩保育所3,664万1,000円で定員120名、限度枠20名、平均保育料2万1,810円掛ける140名掛ける12カ月で計上いたしております。石海保育所610万6,000円で、当面の定員は60名としておりますが、年度途中9月の開所であり、40名の入所を想定し、2万1,810円掛ける40名で計上しております。二葉保育園2,794万7,000円は、定員90名、限度枠15名、平均保育料2万2,180円で105名分。安養保育園2,954万7,000円は、定員90名、限度枠19名、平均保育料2万2,590円で109名分。委託保育園は、平均保育料2万290円で175名分、4,260万9,000円を計上いたしております。また、日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金3万2,000円につきましては、16年度までは全額町費で負担してはりましたが、17年度より385円のうち、設置者負担145円で、240円を保護者に負担していただくことにしております。137名分を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

目2 農林水産業費負担金、節1 農業負担金のうち、県営鷹ノ子池整備事業地元負担金385万円につきましては、広坂農区より、事業費5,000万円の7%、350万円、事務費に250万円の14%、35万円の負担を計上いたしております。

目3 教育費負担金、節1 教育総務費負担金143万5,000円につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金で、

児童福祉費負担金で説明しました負担金であり、小・中学校は、945円のうち保護者が460円、3,084人分、幼稚園295円のうち保護者が210円、474人分を計上いたしております。節3 社会教育費負担金1,320万円につきましては、8,000円が120名、4,000円が35名で計上いたしております。

款13使用料及び手数料、項1 使用料、目1 土木使用料、節1 道路使用料1,912万9,000円につきましては、電柱等4,460本、536万5,000円、地下埋設1,087万2,000円、その他占用277万2,000円で計上いたしております。

目3 教育使用料、節2 幼稚園使用料3,556万8,000円につきましては、龍田、年少20名、年長21名、合計41名。斑鳩、年少が41名、年長が51名、92名。太田、年少96名、年長92名、合計188名。それから、石海幼稚園が年少66名、年長69名、合計135名。トータルで年少が223名、年長が233名、456名で予算計上をいたしております。

15ページをお願いいたします。

目3 教育費国庫負担金、節1 学校負担金7,227万8,000円につきましては、斑鳩小学校北館改築事業に係る負担金であり、補助基本額2億1,683万6,000円の3分の1で計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2 県補助金、目6 教育費県補助金、節2 社会教育費補助金のうち、放課後児童健全育成事業補助金382万円につきましては、斑鳩、太田、石海学童保育園運営に係る補助金であります。同じく放課後児童厚生施設等整備事業補助金860万円につきましては、太田学童保育園のプレハブ教室の設置についての補助金でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節2 徴税費委託金3,642万6,000円につきましては、県民税徴収事務として、県民税払込額の7%と事務費として納付通知書の発送1枚につき60円に対するの交付金であります。

20ページをお願いいたします。

目5 土木費委託金、節2 都市計画費委託金

のうち145万円は、屋外広告物条例等委任事務市町交付金であり、是正指導、簡易除去、違反パトロールに対する交付金であります。

22ページをお願いいたします。

款19諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節1 総務費雑入のうち、自動販売機電気使用料121万4,000円につきましては、役場4台、文化会館4台、保健福祉会館が3台、総合公園6台、太田公園2台、中央公民館2台、町民体育館4台、計25台分の電気使用料であります。節2 民生費雑入のうち、保育所一時保育事業保育料1,005万9,000円につきましては、一時保育として、斑鳩保育所は平成17年11月の平均保育料1万8,000円で14名分、二葉保育園2万100円で14名分、安養保育園は2万1,780円で14名分の予算計上をいたしております。

23ページをお願いいたします。

款20町債、項1 町債、目農林水産事業債から目3の教育債までは、それぞれの事業に対して基準額に充当率を乗じた金額を計上しております。

目4 減税補填債4,280万円につきましては、恒久減税に伴う補填の一部として発行予定であり、平成17年度見込額に地方財政計画の伸び率94.2%を乗じ計上いたしております。

目5 臨時財政対策債3億3,590万円につきましては、適正な財政運営を行うため、必要とされる財源に充てるための発行予定であります。普通交付税の基準財政需要額の一部を振り替えるものでございます。

以上で平成18年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後3時11分）

（再開 午後4時12分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第38 議案第31号 平成18年度  
兵庫県太子町国民健康保  
険特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第38、議案第31号  
平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会  
計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第31号平成18年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算につ  
いて説明を申し上げます。

平成18年度国民健康保険特別会計の歳入歳  
出予算の総額を23億9,505万4,000円と定める  
ものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保  
険税 8億892万円、国庫支出金 5億9,763万  
円、療養給付費等交付金 6億3,174万円、県  
支出金 1億1,189万円、共同事業交付金  
4,707万3,000円、繰入金 1億9,434万3,000円  
等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費  
3,571万9,000円、保険給付費16億8,065万  
円、老人保健拠出金 4億4,795万3,000円、介  
護納付金 1億7,040万4,000円、共同事業拠出  
金4,707万3,000円、保健事業費236万5,000円  
等であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げ  
ますので、よろしくご審議を賜り、原案のと  
おり議決いただきますようお願い申し上げ、  
提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されまし  
た議案第31号平成18年度兵庫県太子町国民健  
康保険特別会計予算について詳細説明を申し  
上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管

理費3,083万7,000円は、人件費と物件費で、  
国保事業の運営のための経常的な経費であり  
ます。前年度より108万9,000円の減額になっ  
ております。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費430万1,000円  
は、国保税賦課徴収事務のための経常経費で  
あります。前年度より92万3,000円の増額に  
なっております。

11ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般  
被保険者療養給付費の8億2,369万8,000円  
は、過去3カ年の平均伸び率及び診療報酬改  
定等に基づき算出したしております。前年度  
より5,156万5,000円の増額となっております。

目2 退職被保険者等療養給付費6億  
6,304万2,000円は、一般被保険者療養給付費  
と同様の算定で算出しております。前年度よ  
り2億2,651万円の増額となっております。

目3 一般被保険者療養費802万2,000円、目  
4 退職被保険者等療養費580万7,000円は、過  
去3カ年の平均伸び率で算出したしております。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療  
養費8,437万3,000円、目2 退職被保険者等高  
額療養費6,944万6,000円は、過去2カ年の平  
均伸び率等で算出したしております。

12ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金  
1,650万円は、出産件数55件を見込んでお  
り、1件当たり30万円であります。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費465万円は、葬  
祭件数155件を見込んでおり、1件当たり3  
万円であります。

款3 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費  
拠出金 4億4,221万9,000円は、本年度概算医  
療費拠出金に前々年度分を精算して拠出する  
ものであります。本年度の医療費拠出金は前  
年度より5,984万2,000円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。

款4 介護納付金 1億7,040万4,000円は、

40歳から64歳までの2号被保険者1人当たりの負担金4万7,400円に第2号被保険者数3,272人に伸び率を乗じ、さらに前々年度精算分及び調整分1,609万4,000円を足して算出いたしております。前年度より878万8,000円の増額となっております。

款5共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金4,707万3,000円は、平成17年11月診療分までの3カ年度の実績等により、国保連合会が算出した通知額で計上しております。前年度より286万5,000円の増額となっております。なお、高額医療費共同事業については法改正により交付基準を70万円から80万円に引き上げた上で、平成18年度以降も継続することになりました。

款6保健事業費は、前年度で国民健康保険総合健康づくり支援事業が終了したことにより、前年度より334万8,000円の減額となっております。

14ページをお願いいたします。

款8公債費28万8,000円は、限度として1億円を借り入れ、借り入れ期間は7カ月を見込んでおります。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分の現年課税分4億8,186万6,000円は、本年度の改正税率で所得割6.2%、資産割25%、均等割は被保険者1人について2万6,700円、平等割は1世帯について2万7,600円、賦課限度額53万円により課税しております。介護納付金分現年課税分4,270万6,000円は、本年度の改正税率で所得割1.58%、資産割8.9%、均等割1人について1万400円、平等割1世帯について6,200円、賦課限度額8万円により課税しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税についても、課税方式は一般と同様であります。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金4億6,690万1,000円は、医

療給付費分4億896万4,000円と介護納付金分5,793万7,000円の合計額であります。前年度より3,428万2,000円の減額になっております。なお、負担率は国の三位一体改革により、本年度は36%から34%になっております。医療給付費分の内訳としましては、療養給付費負担金2億9,932万6,000円、これは一般被保険者に係る療養給付費等の医療費の総額から保険基盤安定繰入金金の2分の1を控除した金額の34%相当額でございます。また、老人保健医療費拠出金負担金は1億963万8,000円で、これは老人保健医療費から退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額を控除した額の34%相当額でございます。介護納付金分は5,793万7,000円で、介護給付費納付金の34%相当額であります。

目2高額医療費共同事業負担金は、平成15年度から17年度までの3カ年の措置であったが、本年度も継続となりました。負担金は概算拠出金の4分の1の負担率で1,176万8,000円を計上いたしております。前年度より71万6,000円の増額となっております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、普通調整交付金1億1,896万1,000円は、医療費分1億362万5,000円と介護納付金分1,533万6,000円であります。前年度より281万9,000円の増額となっております。なお、補助率は国の三位一体改革により、本年度は9%になっております。

款4療養給付費等交付金6億3,174万円は、医療給付費分として退職被保険者等の医療総額から退職被保険者に係る保険税を控除した額に退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額を足したものであります。前年度より2億1,502万1,000円の増額となっております。

款5県支出金、目1高額医療費共同事業負担金は、平成15年度から17年度までの3カ年の措置であったが、本年度も継続となっております。負担金は概算拠出金の4分の1の負担率で1,176万8,000円を計上しております。前年度より71万6,000円の増額になっており

ます。

8ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 財政調整交付金の普通調整交付金9,078万2,000円は、医療費分7,885万4,000円と介護納付金分1,192万8,000円であります。なお、この補助金は国の三位一体改革により、本年度から5%から7%になっております。

款6 共同事業交付金、目1 高額医療費の共同事業交付金4,707万3,000円は、高額医療費共同事業拠出金と同額の交付金を見込んでおります。前年度より286万5,000円の増額になっております。

款8 繰入金の保険基盤安定繰入金8,515万7,000円は、一般被保険者に係る医療費給付分と介護納付金分の保険税軽減分であります。また、保険基盤安定制度の拡充として、前年度に引き続き保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて一定割合を公費で負担することになった保険者支援分を繰り入れております。なお、保険者支援分の繰入金は、平成15年度から17年度の3カ年の措置でありましたが、平成18年度以降も継続することになりました。職員給与費等繰入金3,530万7,000円は、総務費に計上しています人件費及び物件費の合計額から対象外経費を控除した額を繰り入れております。出産一時金等繰入金1,100万円は、出産1件につき20万円を繰り入れております。その他、一般会計繰入金5,757万3,000円は、歳入歳出の財源調整のため繰り入れております。前年度より1億514万9,000円の減額になっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第39 議案第32号 平成18年度
兵庫県太子町介護保険特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第39、議案第32号

平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第32号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を13億919万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億6,673万8,000円、国庫支出金2億4,380万1,000円、支払基金交付金3億7,316万8,000円、県支出金1億8,099万1,000円、繰入金2億3,021万7,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,414万3,000円、保険給付費11億9,550万8,000円、介護サービス事業費2,114万6,000円、地域支援事業費4,197万9,000円等を計上しております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第32号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、介護保険事務職員4名分の人件費と事務経費3,044万8,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として162万6,000円計上いた

しております。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費については、介護認定審査会を月4回、1年間で48回の開催を予定し、介護認定審査会の委員報酬として300万円計上し、介護認定審査会全体で334万2,000円を計上いたしております。

目2 認定調査費については、認定調査員賃金3名分255万8,000円を計上いたしております。主治医意見書の作成料として新規申請、更新申請合わせて延べ1,333名分574万2,000円計上し、認定調査費全体で858万7,000円計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、在宅の要介護者の訪問介護、通所介護等の居宅介護サービス給付費として1カ月に延べ625人分3億3,762万円、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護が新たに地域密着型サービスと分類されたことから、地域密着型介護サービス給付費として1カ月に延べ35人分6,526万円、施設介護サービス給付費では1カ月に特養延べ88人、老健延べ37人、療養型医療施設延べ37人分として5億2,632万8,000円、要介護者ケアプランを提供する居宅介護サービス計画給付費については、1カ月に延べ225人分2,310万4,000円計上いたしております。介護サービス費全体で9億5,661万3,000円計上いたしております。

目2 予防サービス費については、在宅の要支援と認定された方への訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として1カ月に延べ426人分1億4,332万8,000円、地域密着型介護予防サービス給付費として1カ月に延べ5人分1,171万3,000円、要支援者へケアプランを提供する介護予防サービス計画給付費については、1カ月に延べ286人分2,895万8,000円計上しております。予防サービス費全体で1億9,004万7,000円を計上いたしております。

目3 高額介護サービス費については、要介

護者等の支払い自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費として1,115万1,000円を計上いたしております。

目4 特定入所者介護サービス費については、平成17年10月から保険適用外となった施設介護サービス給付費のうち、居住費と食費について、低所得者に対する補足的給付として3,579万6,000円計上いたしております。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、平成18年度新規事業として、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン原案の作成委託料として1,203万4,000円計上し、介護サービス事業全体で2,114万6,000円計上しております。

13ページをお願いいたします。

款4 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金、目1 財政安定化基金拠出金については、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう、兵庫県が運営している基金に積み立てるものとして129万5,000円計上いたしております。

款5 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、要支援者または要介護となるおそれのある方を対象に介護予防事業の委託料として894万円を計上し、介護予防費全体で914万5,000円計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、成年後見制度精神鑑定委託料20万円、地域包括支援センター相談業務委託料199万2,000円計上し、包括的支援事業費全体で3,283万4,000円計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費については500万円計上いたしております。

次に歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者4,637名分の 2 億3,311万2,000円、普通徴収対象者793名分3,332万6,000円、介護保険料全体で 2 億6,673万8,000円計上いたしております。

款 2 介護サービス事業収入、項 1 介護サービス事業収入、目 1 介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として 1,337万円計上いたしております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金については、歳出の款 2 保険給付費で計上しております保険給付費総額の 11億9,555万8,000円に定率の負担割合である 20%及び施設等給付費については15%を乗じて 2 億1,174万4,000円計上しております。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金についても同様に、補助割合である1.98%を乗じて 2,367万1,000円計上いたしております。

目 2 地域支援事業交付金については、保険給付費総額から審査支払手数料を除き、2%を乗じた額2,387万2,000円に補助割合である介護予防事業費相当分について25%、包括的支援事業費相当分については40.5%を乗じて 838万6,000円計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金については、保険給付費総額の11億9,550万8,000円に定率の負担割合である31%を乗じて 3 億7,060万7,000円を計上いたしております。

目 2 地域支援事業交付金については、歳出の款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防事業費で計上しております 914万5,000円から介護予防事業個人負担金を除いた額の826万3,000円に定率の負担割合である31%を乗じて256万1,000円計上いたしております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金については、保険給付費総額11億

9,550万8,000円に定率の負担割合である 12.5%及び施設給付費等については17.5%を乗じて 1 億7,679万4,000円計上いたしております。

項 2 県補助金、目 2 地域支援事業交付金については、保険給付費総額から審査支払手数料を除き、2%を乗じた2,387万2,000円に補助割合である介護予防事業費相当分については12.5%を、包括的支援事業費相当分については20.25%を乗じて419万2,000円で計上いたしております。

8 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、保険給付事業繰り入れとして保険給付費及び介護予防事業費に定率の負担割合である12.5%を乗じ、包括的支援事業については20.25%を乗じた 1 億5,363万円、職員給与費等繰り入れとして 4,518万7,000円、事務費繰り入れとして 2,122万7,000円、合計 2 億2,004万4,000円、介護サービス事業繰入金として777万6,000円計上し、合わせて合計 2 億2,782万円を計上しております。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金については、平成12年度から積み立てしている介護給付費準備基金を取り崩し、保険給付費に充てるものとして239万7,000円計上しております。

9 ページをお願いいたします。

項 3 雑入、目雑入については、介護保険料過年度返還金3,000円、介護予防事業個人負担金88万2,000円、合計88万5,000円計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第40、議案第33号

平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第33号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額を17億4,532万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、支払基金交付金9億5,351万5,000円、国庫支出金5億7,950万8,000円、県支出金1億4,465万7,000円、繰入金6,430万7,000円等であります。

歳出につきましては、総務費573万9,000円、医療諸費17億3,858万5,000円等を計上しております。

詳細につきましては助役より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(佐野芳彦) 助役。

助役(八幡儀則) ただいま上程されました議案第33号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費につきましては、人件費と物件費で、老人保健事業の運営のための経常的な経費であります。物件費につきましては、受診者への年4回の医療費通知、高額医療該当通知等の郵送に係る費用、第三者求償事務取扱手数料、兵庫県国民健康保険団体連合会への老人保健医療事務共同電算処理委託料がございます。第三者求償事務取扱手数料17万6,000円につきましては、歳入の第三者納付金333万5,000円に対する手数

料で、損害賠償額の5%相当額と消費税であります。また、老人保健医療事務共同電算処理委託料につきましては、年4回発行する医療通知の作成、毎月の高額医療費算定データ作成などを委託するためのものです。

款2医療諸費、目1医療給付費17億252万9,000円計上いたしており、前年度から1億7,468万4,000円、9.31%の減額となっております。過去3カ年の平均から平成18年4月から診療報酬改定される予定である3.2%程度減により算出したものでございます。

目2医療費支給費は2,890万3,000円計上しており、前年度より52万7,000円、1.79%の減額となっております。受給者対象数が減少してるので、過去3カ年の平均より2割減で算出した額よりさらに診療報酬改定分3.2%程度減で算出したものでございます。

目3審査支払手数料715万3,000円につきましては、前年度より15.3%の減となっております。

続きまして、6ページの歳入をお願いいたします。

医療費交付金、医療費負担金の額につきましては、歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出いたしております。

款1支払基金交付金、目1医療費交付金9億4,645万9,000円につきましては、医療費の総額が減額し、平成14年10月の制度改正により、5カ年間段階的に補助率が100分の4ずつ減少するため、前年度より11.9%減少しております。また、17年度の交付決定額は、医療費見込額より下回る額で計算されているため、今年度の精算により追加交付見込額の4,073万3,000円が含まれております。

目2審査支払手数料交付金705万6,000円につきましては、支払基金分94万6,000円、国保連合会分611万円であります。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金5億7,862万8,000円につきましては、医療費は減額しておりますが、平成14年10月の制度改正により、5カ年間段階的に補

助率が600分の16ずつ増加しており、また17年度の負担決定額は医療費見込額より下回る額で計算されているため、今年度の精算により追加交付見込額の2,815万7,000円が含まれており、前年度より4.27%増加しております。

款2 国庫補助金、目1 事務費補助金の88万円につきましては、老人医療費適正化推進事業事務費補助金であり、前年度交付申請額と同額でございます。

款3 県支出金、目1 医療費負担金1億4,465万7,000円につきましても、医療費は減額しておりますが、平成14年10月の制度改正により、5カ年間段階的に補助率が600分の4ずつ増加しており、また17年度の負担決定額は、医療費見込額より下回る額で計算されているため、今年度の精算により追加交付見込額の703万9,000円が含まれており、前年度より4.27%増加しております。

7ページをお願いいたします。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 第三者納付金333万5,000円につきましては、交通事故などによる損害賠償額として収入する見込額を計上したものであります。年度ごとに収入額の変動が大きいため、過去3カ年の平均を計上させていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

~~~~~

日程第41 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第41、議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を2,042万5,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料2,042万3,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費2,042万5,000円を計上しております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

7ページの歳出から説明させていただきます。

款1の墓園事業費でございますが、目1の一般管理費につきましては、募集などによる経費として58万2,000円、一般会計への繰出金として1,130万2,000円を計上し、本年度1,188万4,000円の計上でございます。

目2の墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13の委託料につきましては、清掃管理業務委託についてはシルバー人材センターに予定しております。植樹の管理業務委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。車どめの開閉業務委託については地元自治会に予定しております。委託料としましては597万2,000円の計上でございます。

次に、6ページの歳入を説明させていただきます。

款1 使用料及び手数料でございますが、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、

20基分の予算化としまして1,480万円の計上をいたしております。

項2手数料、目1墓園手数料につきましては、827基分としまして562万3,000円を計上いたしております。

平成18年度は歳入歳出予算の総額を2,042万5,000円の予算となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第42 議案第35号 平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業  
特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第42、議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度における下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は17億1,314万7,000円であり、前年度対比42.7%の減となっております。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金811万8,000円、使用料及び手数料4億829万4,000円、国庫支出金6,000万円、繰入金7億3,223万4,000円、諸収入3,000万1,000円、町債4億6,950万円等であります。

歳出につきましては、下水道費6億9,953万3,000円、公債費10億1,361万4,000円を計上しております。

次に、債務負担行為として水洗便所改造資金融資制度における金融機関の損失補償を設定しており、その他、地方債を3件設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出からお願いしたいと思います。10ページをお願いします。

目1一般管理費、節13委託料につきましては、下水道水質検査委託、雨水幹線等の土砂浚渫作業委託、平成9年度供用開始区域の下水道管洗浄委託、マンホールポンプ15カ所の点検委託、合わせまして827万1,000円計上いたしております。次に、節19負担金補助及び交付金では、揖保川流域下水道維持管理負担金1億8,735万2,000円と下水道使用料徴収事務負担金2,049万3,000円が主なものでございまして、総額2億1,073万6,000円となっております。

続きまして、11ページをお願いします。

目2公共下水道事業費の節13委託料につきましては、下水道工事の後で耕作物等に影響が出たときの物件調査委託、下水道情報化システム作成委託、合計800万円計上いたしております。次に、節15工事請負費は、平成17年度に面整備工事を実施いたしました区域の舗装復旧工事、面整備工事において公共ますが設置できなかったときのます設置工事費、町内で予定されている区画整理工事での下水道管布設工事等、合わせまして3億3,520万円を計上いたしております。節22補償補填及び賠償金につきましては、17年度の面整備工事において、今後耕作物等に影響が出ることも考えられますので、補償費として210万円計上いたしております。

次に、12ページをお願いします。

目3合併浄化槽整備費は、下水道事業で整備するには費用対効果、また地形上困難など

ころについて暫定的に整備するため、3基程度の合併浄化槽設置工事費及び管理委託費を計上いたしております。

目4 流域下水道事業費につきましては、揖保川浄化センターの改築工事でA系の沈砂池脱臭設備工事、中央監視電気設備工事など3,075万7,000円の負担金を予定いたしております。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還金につきましては、前処理場特別会計と案分いたしまして2,163万1,000円を計上いたしております。これは前年度の償還金と比較しますと210万2,000円の減額となっております。

続きまして、8ページの歳入をお願いします。

款1 分担金及び負担金、目1 下水道費負担金につきましては、猶予取り消し、平成16年度、平成17年度に賦課しました分割納付金等711万8,000円、過年度負担金としまして100万円、合計811万8,000円を計上いたしております。

款2 使用料及び手数料、目1 下水道使用料につきましては、平成17年12月までの実績を勘案しまして316万3,000立方メートルの有収水量を想定しまして、4億711万3,000円、下水道過年度使用料としまして100万円を予定し、合計4億811万3,000円を計上いたしております。

次に、款3 国庫支出金、目1 下水道費国庫補助金につきましては1億2,000万円の補助事業を予定いたしております。国庫補助金はその2分の1の6,000万円となっております。

続きまして、款4 繰入金につきましては7億3,223万4,000円を計上いたしております。前年度比5,092万1,000円の減となっております。

款5 繰越金につきましては、平成17年度の流域維持管理負担金を県によります財政計画によりまして四半期分に分けた最後の負担金を1月に納付しております。県の17年度の精算見込みでは約500万円の還付となる予定と

なっておりますので、計上をいたしております。

款6 諸収入、項2 雑入では、消費税還付金としまして3,000万円を計上いたしております。

款7 町債につきましては、公共下水道事業債2億8,180万円、流域下水道事業債1,550万円、資本費平準化債1億7,220万円、合わせまして合計4億6,950万円の地方債を予定いたしております。対前年比は8億6,950万円の減となっております。

次に、5ページの地方債でございますが、町債と同様の限度額を設定をいたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第43 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第43、議案第36号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第36号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度における前処理場事業特別会計の歳入歳出予算総額は1億4,773万1,000円であり、前年度対比17.8%の減であります。

収入の主な内容としましては、使用料及び手数料1,134万円、繰入金1億3,289万円、町債150万円等であります。

歳出につきましては、前処理場費9,832万円、公債費4,941万1,000円を計上しております。また、地方債を1件設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

（「議長、ちょっとごめん、予算書、皆一緒かなあ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後5時06分）

（再開 午後5時08分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） ただいま上程されました議案第36号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

まず、8ページの歳出からお願いします。

節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川浄化センターへの維持管理負担金を1立方メートル当たり115円と見込みまして、水量は8万立方メートルを予定し、920万円を計上いたしております。

次のページをお願いします。

目2流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還建設負担金及び汚泥焼却負担金を合わせまして、合計995万8,000円を計上いたしております。対前年度比271万9,000円の減となっております。

7ページ、歳入をお願いします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、年間で5万4,000立方メートルの水量を見込みまして、1立方メートル当たり210円と改定されますので、1,134万円を計上いたしております。

款2繰入金につきましては、一般会計より、対前年比3,162万1,000円減額の1億3,289万円をお願いいたしております。

款3繰越金につきましては、流域下水道維持管理負担金、兵庫西流域下水汚泥処理事業

負担金の県によります精算見込みによりますと約200万円の還付がある予定ですので、当初予算から計上いたしております。

款5町債につきましては、揖保川流域下水道事業の建設負担としまして150万円を予定いたしております。

次に、4ページの第2表地方債では、町債と同様の限度額を設定いたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第44 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

議長（佐野芳彦） 日程第44、議案第37号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第37号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成18年度の水道事業会計におきます3条予算の営業収益は5億2,246万8,000円を見込み、事業収益全体として5億2,288万3,000円としております。

一方、事業費用においては、動力費、受水費、支払利息、人件費、減価償却費、資産減耗費が全体の83%を占めており、これらの費用は今後も増加傾向にあります。事業費用の見込額は老原浄水場の稼働に伴い新たに発生する運転管理経費の増により5億7,164万4,000円であり、事業収益に対する決算見込額は7,195万9,000円が当年度純損失となると予測しており、新年度においても経営は非常に厳しいものになると思われま

次に、4条予算の資本的支出につきまして

は、配水施設改良費 4 億 5,367 万円、固定資産購入費 1,417 万 9,000 円、企業債償還金 5,910 万 4,000 円であり、その財源として、資本的収入において工事負担金及び企業債で 4 億 2,500 万円を予定しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 195 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

詳細につきましては水道事業所長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 水道事業所長。

水道事業所長（西村隆志） それでは、ただいま上程されました議案第 37 号平成 18 年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書 1 ページ、第 2 条、業務の予定量でございます。1、給水戸数につきましては、前年、前々年度の実績をもとに、家事用では 1.8%、業務用では 0.9% の伸びを見込み、全体で 207 戸増の 1 万 2,106 戸を予定しております。2、年間総給水量につきましては、工場用の増量と過去の実績等から推定させていただきます、前年度対比 58 万トン増の 639 万トンを見込んでおります。4、主要な建設改良事業、浄配水施設整備事業にいたしましては、老原浄水場導水管整備事業工事、吉福水源地着水井覆蓋設置工事、配水管布設替え工事を予定しており、他の施策との整合を図りながら整備していきたいと考えております。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、2 ページの第 4 条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、17 ページ以降の参考資料の方で説明させていただきます。

4 ページをお願い申し上げます。

水道事業会計予算の説明書の 4 ページの収益的収入及び支出、5 ページの資本的収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど参考資料で説明させていただきたいと思いま

す。

5 ページ下の欄は、平成 18 年度の資金計画で、年度中の受け入れ支払い現金収支予定を表示しておりまして、翌年度への繰越金は 4 億 7,033 万 2,000 円を見込んでおります。

6 ページから 10 ページまでにつきましては給与費の明細でございます。一般会計に準拠したものであり、職員 9 名、嘱託職員 2 名分の人件費の支給方法でございます。

11 ページ、12 ページは、平成 17 年度の予算貸借対照表でございます。

13 ページ、14 ページは、平成 17 年度の予算損益計算書でございます。決算見込みといたしましては、欠損金 7,195 万 9,000 円を見込んでおります。

次に、15 ページ、16 ページは、平成 18 年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

続きまして、参考資料に入らせていただきます。

17 ページ、収益的収入の部でございます。

主なものを説明申し上げます。収益の大宗をなす給水収益の水道使用料は、工場用の増量、過去の実績、経済情勢等を勘案し、4 億 8,024 万 7,000 円を見込み、有収水量では 575 万 1,708 トンを見込んでおり、その内訳といたしましては、家事用で 312 万 6,528 トン、業務用で 77 万 1,900 トン、工場用で 185 万 3,280 トンでございます。その他の営業収益の他会計負担金は、消火栓維持管理負担金として 300 万円、下水道使用料徴収事務費といたしまして 2,019 万 2,000 円でございます。加入金につきましては、新規の申し込みを 13 ミリ 240 件、20 ミリ 24 件を見込んでおります。

18 ページ、営業外収益でございます。この収益につきましては昨今の金融情勢により低額でございます、受取利息及び配当金といたしまして 40 万 3,000 円を見込んでおります。

次に 19 ページ、収益的支出でございます。

目 1 原浄水費は、浄水場、水源地関係の維持管理に要する経費でございます。節 8 光熱

水費では、老原浄水場の稼働によります下水道使用料を新たに計上させていただいております。節10委託料といたしましては、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費を計上しております。また水質検査におきましては、一般検査項目を毎月、消毒、副生成物検査を10項目の年3回、クリプトスポリジウム検査は年6回、全項目検査といたしましては、原水40項目、供給水50項目を年1回、農薬101項目を年1回実施の予定を考慮しております。電気計装設備機械保守管理は、各水源地、配水池の電気計装設備の維持補修に関する点検業務でございます。節12修繕費でございます。吉福水源地中継ポンプ場のポンプ等のオーバーホール、また吉福水源地の電気室屋根の補修、また発電機補修等を予定しております。節14動力費につきましては、浄水場、各水源地中継ポンプ場の電気代で、給水量の増量の見込みと老原浄水場の稼働によりまして、前年度対比1,800万円増の6,600万円を計上いたしております。節15薬品費につきましては、老原浄水場の稼働等により、次亜塩素酸ソーダの増量等から、前年度対比103万2,000円の増、227万6,000円を予定しております。節17受水費でございます。西播磨水道企業団から年間20万3,000トン、兵庫県企業庁から1日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、年間を通じて安定供給に努めていきたいと考えております。

次に、目2配水費でございます。この科目は配水管等、配水設備の維持管理に関する経費で、修繕費等が少なくなったため、前年度対比63万6,000円の減でございます。

21ページ、目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節10委託料におきましては、検査満了メーターの交換が少なくなったため、前年度対比82万9,000円の減となっております。

次に22ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上させていただいております。組織の統合による職員1名の人件費、水道会計料金システムリースの更新に伴う賃借料の

減によりまして、前年度対比1,088万円の減となっております。

目5減価償却費は、規定の処理計算方法により積算しております。老原浄水場の完成に伴いまして、資産の増によりまして、前年度対比4,844万1,000円の増となっております。

23ページ、目7その他営業費用の材料売却原価につきましては、量水器購入としまして検満量水器の交換用及び新規用の合計910個を予定しております。

営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金、公営企業金融公庫からの借入利息として4,019万5,000円を予定しており、前年度対比68万8,000円の増となっております。

目3繰延勘定償却は、水道管理システムの構築費の償却でございます。これにつきましては、18年度で償却完了となります。

次に25ページ、資本的収入の部でございます。

工事負担金といたしまして、工事負担金100万円を予定しております。

企業債につきましては、立岡山北配水池及び老原浄水場導水管整備に係る調査、実施設計の委託と老原浄水場導水管整備事業工事等の財源として4億2,400万円を予定しております。

26ページ、資本的支出でございます。

目1配水施設改良費、節4委託料といたしまして、立岡山北配水池及び老原浄水場導水管整備に係る調査、実施設計の委託と老原浄水場導水管整備事業要点監理業務委託の経費を計上させていただいております。節5工事請負費につきましては、老原浄水場導水管整備事業工事、役場内配水管布設替工事、吉福水源地着水井覆蓋設置工事を予定しております。

目2固定資産購入費、節1機械及び装置購入費は、吉福水源地、沖代水源地の送水ポンプ、取水ポンプの更新並びに予備機の購入を予定しております。また、除マンガンろ過機2基分のろ材が経年劣化に伴いまして固化し

てる状況でございますので、ろ材の入れかえを予定しております。節2車両及び運搬具購入費は、現在使用している軽貨物が購入後14年を経過し、安全運転上問題があるため1台を更新の予定を考えております。

次に、企業償還金につきましては、財務省財政融資資金にあつては、平成17年度に昭和51年度の起債が完了となりましたので、1件減の18件、5,298万2,000円でございます。公営企業金融公庫にありましては、平成12年度起債2件の償還が始まりますので、16件612万2,000円、計34件であり、前年度対比

1,422万9,000円減の5,910万4,000円を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

どうも長時間ご苦勞さんでした。

（散会 午後5時29分）